

## 航空貨物通関情報処理システムを使用して行う税関関連業務の取扱いについて

	平成 13 年 9 月 25 日財関第 781 号
改正	平成 15 年 3 月 31 日財関第 346 号
改正	平成 16 年 3 月 19 日財関第 286 号
改正	平成 16 年 3 月 26 日財関第 326 号
改正	平成 16 年 3 月 31 日財関第 349 号
改正	平成 16 年 12 月 15 日財関第 1350 号
改正	平成 17 年 9 月 27 日財関第 1218 号
改正	平成 18 年 3 月 31 日財関第 395 号
改正	平成 18 年 6 月 30 日財関第 794 号
改正	平成 18 年 12 月 28 日財関第 1580 号
改正	平成 19 年 3 月 31 日財関第 420 号
改正	平成 20 年 3 月 31 日財関第 346 号
改正	平成 20 年 10 月 9 日財関第 1146 号
改正	平成 20 年 12 月 2 日財関 第 1413 号
改正	平成 21 年 3 月 31 日財関第 368 号

標記のことについては、下記のとおり定めたので、平成 13 年 10 月 1 日からこれにより実施されたい。

この場合において、この通達に定めのないものについては、関税法基本通達（昭和 47 年 3 月 1 日蔵関第 100 号）その他関税関係通達の定めるところによる。また、航空貨物通関情報処理システム（以下「航空システム」という。）の具体的な取扱いについては、別途「航空運送貨物電算関係税関関連業務事務処理要領」によることとされたい。

なお、この通達の実施に伴い、「航空運送貨物に係る電算関係税関関連業務の取扱いについて」（平成 5 年 1 月 29 日蔵関第 91 号）は、廃止する。

### 第 1 章 外国貿易機等の入出港関係

#### 第 1 節 入港手続

（入港届の提出等）

- 1 1 機長（関税法（昭和 29 年法律第 61 号。以下「法」という。）第 26 条（船長又は機長の行為の代行）の規定による代行者を含む。以下同じ。）が、航空システムを使用して外国貿易機又は特殊航空機の入港届の提出、旅客及び乗組員に関する事項の報告を行う場合は、航空機の登録記号、国籍等の必要事項を航空システムに入力し、送信することにより行わせるものとする。

（選定処理及び関係書類の出力）

- 1 2 入港届が航空システムにより提出されたときは、航空システムにおいて選定処理が行われ、その選定処理ごとの処理は、次によるものとする。

入港届が受理されたときは、機長に「入港届受理通知情報」が配信されるので、当該機長は「入港届受理通知書」(別紙様式 N 450 号)を出力することができる。

入港届の内容確認を行う場合(審査確認扱)は、機長に「入港届審査確認控情報」が配信されるので、当該機長に当該確認控情報を「入港届審査確認控」(別紙様式 N 451 号)として出力させ、当該確認控を入港届の提出を行った税関官署の監視担当部門(以下この項及び次項において「監視担当部門」という。)に提出させ、確認終了の登録を行うことにより、入港届を受理するものとする。

入港届が受理された場合、監視担当部門に「入港届受理通知情報」が配信されるので、監視担当部門は、当該受理通知情報を「入港届受理通知書」として出力し、当該機長に交付するものとする。

(入港届の訂正等)

- 1 3 機長が、この節 1 1(入港届の提出等)の規定により提出又は報告された入港届の訂正又は取消しを行う場合には、次による。

到着日・到着時間の訂正又は取消しを行う場合には、機長から必要事項を記載した「NACCS 登録情報変更願」(別紙様式 N 102 号)2 通及び届出時に出力又は交付した「入港届受理通知書」を監視担当部門に提出させ、訂正又は取消しを認めた場合には、監視担当部門は訂正の内容又は取消しの旨を航空システムに入力し、送信するものとする。この場合、訂正のときは機長に「入港届変更通知情報」が、取消しのときは監視担当部門に「入出港関係確認情報」が配信される。

上記 以外の訂正については、機長に訂正を要する項目欄に新事実を入力させ、送信させるものとする。この場合、機長に「入港届変更通知情報」が、監視担当部門に「入出港関係確認情報」が配信される。

(運用停止時間帯における旅客又は乗組員に関する事項の報告)

- 1 4 外国貿易機又は特殊航空機の機長が、航空システムを使用して旅客又は乗組員に関する事項の報告を行う場合において、航空システムの運用停止時間帯に旅客又は乗組員に関する事項の報告期限となる場合には、運用停止前に行わせることとする。ただし、これによることができない場合には、運用開始後、直ちに送信させることにより行わせることとする。

## 第 2 節 貨物の積卸し

(積荷に関する事項の報告等)

- 2 1 1 機長が、航空システムを使用して積荷に関する事項の報告を行う場合は、その航空機に積載している貨物(旅客又は乗組員の携帯品、郵便物、機用品、機長に託された貨物(託送品) 関税法基本通達 21 1(外国貨物の仮陸揚の範囲) の八からトまでのいずれかに該当する貨物及び同通達 21 6(貨物の機移し)の規定により他の外国

貿易機に積み替えられる貨物を除く。)の仕出地、仕向地、記号、番号等が記載された航空貨物輸送証(以下「AWB」という。)の情報(以下「AWB情報」という。)及び登録の終了した旨を航空システムに入力し、送信することにより行わせるものとする。

ただし、託送品については、「積荷目録」(税関様式 C 2035)により提出させるものとする。

また、次に掲げる貨物については、関税法施行規則(昭和41年大蔵省令第55号)第2条の3第3項の規定によりAWB情報の登録の対象外とするが、及びに掲げる貨物について、法第17条第1項後段(外国貿易機の出港手続)の規定により、税関長が提出を求めたときは、「積荷目録」(税関様式 C 2035)により提出させるものとする。

本邦の他港又は外国の港で取卸しされる積載貨物

本邦の港で積載した輸出貨物及び積戻し貨物

法第63条(外国貨物の保税運送)の規定による運送の承認を受けた外国貨物

法第66条(内国貨物の運送)の規定による運送の承認を受けた内国貨物

(運用停止時間帯における積荷に関する事項の報告)

- 2 1 2 外国貿易機の機長が、航空システムを使用して積荷に関する事項の報告を行う場合において、航空システムの運用停止時間帯に積荷に関する事項の報告期限となる場合には、運用停止前に行わせることとする。ただし、これによることができない場合には、運用開始後、直ちに送信させることにより行わせることとする。

(積荷に関する事項の訂正等)

- 2 2 機長が、前項の規定により登録したAWB情報の追加、削除又は訂正を行う場合は、機長に航空システムを使用して報告時の内容を呼び出し、追加の内容又は削除の旨を航空システムに入力させ、送信することにより行わせるものとする。この場合、訂正にあっては、機長に「積荷目録訂正情報」が、積荷に関する事項の報告先の税関官署の監視担当部門に「積荷目録訂正確認情報」が配信され、削除にあっては、機長に「積荷目録取消情報」が、積荷に関する事項の報告先の税関官署の監視担当部門に「積荷目録取消確認情報」が配信される。

(仮陸揚届の提出等)

- 2 3 機長が、航空システムを使用して仮陸揚の届出を行う場合は、AWB情報の登録に併せて、仮陸揚する旨を入力し、送信することにより行わせるものとする。その後、航空システムに入力し、送信されたAWB情報と貨物確認情報の突合処理が行われ、対応する情報(AWB番号、個数、重量等)が整合した貨物について、当該仮陸揚届が受理される。当該突合処理にて整合しなかった貨物については、当該仮陸揚届が受理されないため、当該機長に、正しい情報をAWB情報又は貨物確認情報に追加又は訂正入力させ、送信させるものとする。ただし、国際輸送に使用されるコンテナ、イグル、

パレット及びこれらに類する航空貨物用輸送器具（Unit Load Devices。以下「ULD」という。）に内蔵された貨物の仮陸揚届の提出については、機長が AWB 情報の登録に併せて仮陸揚げする旨を入力し、送信することにより行わせることとし、これにより当該仮陸揚届の受理がされたものとする。

（執務時間外の貨物の積卸しの届出）

- 2 4 開庁時間（法第19条に規定する税関官署の開庁時間をいう。以下同じ。）外の貨物の積卸しの届出を行う者が、航空システムを使用して開庁時間外の貨物の積卸しの届出を行う場合は、航空機の便名、貨物の積卸の別、期間等の必要事項を航空システムに入力し、送信することにより行わせるものとする。

（搭載完了情報の終了登録）

- 2 5 貨物の積み込みを行う者が、航空システムを使用して輸出貨物（仮陸揚貨物及び ULD を含む。）の搭載完了情報の終了登録を行う場合は、便単位又は AWB（ULD）番号単位に搭載便名等の必要事項及び搭載の終了した旨を航空システムに入力し、送信することにより行わせるものとする。

なお、輸出申告等の申告者が当該申告等の事項登録（第4章第1節1-1及び第4章第4節4-1）時に、積戻し貨物、関税減免戻税適用貨物、内国消費税の輸出免税（還付）適用貨物、用途外使用に該当しない用途に供する貨物である旨及び要搭載確認表示を入力している場合にあっては、搭載確認完了の登録の翌日に輸出申告等を行った者の出力要求によって「搭載確認通知書」（別紙様式 N 515号）が出力される。

### 第3節 出港手続

（出港届の提出）

- 3 1 機長が、航空システムを使用して外国貿易機の出港届の提出を行う場合は、航空機の登録記号、国籍、仕向地、出港の日時等の必要事項を航空システムに入力し、送信することにより行わせるものとする。

なお、特殊機の機長から特に出港許可書の交付の申し出があった場合は、上記外国貿易機の出港届に準じ、航空システムにより処理させることとして差し支えない。

（出港の許可に係る選定処理及び関係書類の出力）

- 3 2 出港届が航空システムにより提出されたときは、航空システムにおいて選定処理が行われ、その選定処理ごとの処理は、次によるものとする。

出港が許可された場合は、機長に「出港許可通知情報」が配信されるので、当該機長は「出港許可通知書」（別紙様式 N 460号）を出力することができる。

出港届の内容確認を行う場合（審査確認扱）は、機長に「出港届審査確認控情報」が配信されるので、当該機長に当該確認控情報を「出港届審査確認控」（別紙様式 N 462号）として出力させ、当該確認控を出港届の提出を行った税関官署の監視担当部門（以下この項及び次項において「監視担当部門」という。）に提出させ、確認終了の登録を行うことにより、出港を許可するものとする。出港が許可された場合、

監視担当部門に「出港許可通知情報」が配信されるので、監視担当部門は、当該許可通知情報を「出港許可通知書」として出力し、当該機長に交付するものとする。

(出港届の訂正等)

- 3 3 機長が、この節 3 1 (出港届の提出) により提出された出港届の訂正又は取消しを行う場合は、次による。

出港日・出発時間の訂正又は取消しを行う場合は、機長から必要事項を記載した「NACCS 登録情報変更願」(別紙様式 N 102 号) 2 通と届出時に出力又は交付した「出港届許可通知書」を監視担当部門に提出させ、訂正又は取消しを認めた場合には、監視担当部門は訂正の内容又は取消しの旨を航空システムに入力し、送信するものとする。この場合、訂正のときは機長に「出港届変更通知情報」が、取消しのときは監視担当部門に「人出港関係確認情報」が配信される

上記 以外の訂正については、機長に訂正を要する項目欄に新事実を入力させ、送信させるものとする。この場合、機長に「出港届変更通知情報」が、監視担当部門に「人出港関係確認情報」が配信される。

## 第 2 章 貨物管理

### 第 1 節 他所蔵置許可申請等

(他所蔵置の許可の申請)

- 1 1 他所蔵置の許可を受けようとする者(以下この節において「申請者」というが、航空システムを使用して他所蔵置の許可の申請(以下この節において「他所蔵置場所申請」という。)をしようとする場合は、その許可を受けようとする貨物に係る AWB 番号及びその貨物を置こうとする場所(以下「他所蔵置場所」という。)等必要な事項を航空システムに入力し、送信することにより行わせるものとする。

(審査区分選定及び関係書類の提出等)

- 1 2 前項の規定により他所蔵置許可申請が行われた場合には、次に掲げる審査区分の選定結果に応じ、次のとおり取り扱うものとする。

簡易審査扱い(区分 1) となった場合

当該申請が簡易審査扱いに選定されたときは、直ちに許可となり、申請者に「他所蔵置許可通知情報」が配信されるので、当該申請者は、「他所蔵置許可通知書」(別紙様式 N 231 号)を出力することができる。

書類審査扱い(区分 2) となった場合

当該申請が書類審査扱いに選定されたときは、申請者に「他所蔵置許可申請控情報」が配信され、税関官署の保税担当部門に「他所蔵置許可申請確認情報」が配信されるので、当該申請に係る審査においては、当該申請控情報を紙面に出力するとともに他所蔵置場所等の確認のため関係書類を提出させることにより審査するものとする。ただし、当該審査に当たって他所蔵置場所が明らかであることその他の事情により関係書類の提出の必要がないと認めるときは、その提出を省略させて差し

支えない。

なお、当該申請に係る審査が終了した場合は、その旨を航空システムに登録し、許可するものとする。この場合において、申請者に「他所蔵置許可通知情報」が配信されるので、当該申請者は、「他所蔵置許可通知書」を出力することができる。

(貨物情報を有する貨物に係る書面申請)

- 1 3 申請者が、航空システムに AWB 情報又は混載業者が発行する運送状 (House Air Waybill。以下「HAWB」という。) の情報を登録済みの貨物 (以下「貨物情報を有する貨物」という。) について、他所蔵置許可申請を書面で行おうとする場合は、当該申請を行う保税担当部門に「他所蔵置許可申請書」(税関様式 C 3000 号) を提出することにより行わせ、当該申請書の余白に当該システム利用者の利用者コード及び当該許可を受けようとする貨物の貨物管理番号を記入させるものとする。この場合において、当該保税担当部門は、当該申請に係る許可をしたときは、速やかに当該貨物に係る当該許可の番号、貨物管理番号等の必要事項を航空システムに入力し、送信することにより他所蔵置場所の登録を行うものとする。

(他所蔵置許可申請の訂正又は取消し)

- 1 4 申請者が、この節 1 1 (他所蔵置の許可の申請) の規定により行われた他所蔵置許可申請後、許可前に当該申請事項の訂正を行いたいとする場合は、当該申請者から「NACCS 登録情報変更願」を保税担当部門に提出させ、これを認めた場合には、保税担当部門は、当該申請を取り消す旨を航空システムに入力し、送信するとともに、この節 1 1 の規定により再申請させるものとする。

また、当該申請の取消しを行いたいとする場合も、当該申請者から「NACCS 登録情報変更願」を保税担当部門に提出させ、これを認めた場合には、保税担当部門は、当該申請を取り消す旨を航空システムに入力し、送信するものとする。

なお、当該申請者が改めて申請しようとするときは、この節 1 1 の規定により、再申請させるものとする。

(他所蔵置の許可の訂正又は取消し)

- 1 5 申請者が、この節 1 1 (他所蔵置の許可の申請) の規定により受けた他所蔵置の許可について、当該許可事項の訂正を行いたいとする場合は、当該申請者から「NACCS 登録情報変更願」に「他所蔵置許可通知書」を添えて保税担当部門に提出させ、これを認めた場合には、保税担当部門は、当該許可を取り消す旨を航空システムに入力し、送信するとともに、この節 1 1 の規定により再申請させるものとする。

また、当該許可の取消しを行いたいとする場合も、あらかじめ当該申請者から「NACCS 登録情報変更願」に「他所蔵置許可通知書」を添えて保税担当部門に提出させ、これを認めた場合には、保税担当部門は、当該許可を取り消す旨を航空システムに入力し、送信するものとする。

なお、当該申請者が改めて申請しようとするときは、この節 1 1 の規定により再申

請させるものとする。

### 第2節見本の一時持出しの許可情報の登録

(見本の一時持出しの許可情報の登録)

- 2 1 貨物情報を有する貨物について、見本の一時持出しの許可申請を行おうとする場合は、「見本持出許可申請書」(税関様式C第3060号)を当該貨物を蔵置する場所を管轄する税関官署の保税担当部門へ提出することにより行わせるものとする。この場合において、当該保税担当部門は、当該申請に係る許可をしたときは、速やかに当該許可の番号等必要事項を航空システムに入力し、送信することにより許可情報の登録を行うものとする。

### 第3節 輸出入貨物の搬出入

(輸入貨物に係る貨物確認情報の登録)

- 3 1 第1章第2節2 1(積荷日録の提出)の規定によりAWB情報が登録された貨物(ULDに収容された仮陸揚貨物は除く。)を航空システムを使用して貨物管理を行う保税地域(この章第1節1 1(他所蔵置の許可の申請)の規定により許可を受け、若しくは同節1 3(貨物情報を有する貨物に係る書面申請)の租定により登録された他所蔵置場所を含む。以下「システム内保税地域等」という。)に搬入し蔵置する場合は、当該システム内保税地域等の被許可者又は貨物管理者(以下「倉主等」という。)に、当該貨物の搬入時にAWB番号等必要事項を航空システムに入力し、送信することにより貨物確認情報の登録を行わせるものとする。

なお、当該登録は当該貨物を航空機から取卸後、最初に搬入し蔵置することとなったシステム内保税地域等の倉主等に行わせるものとする。

(輸入貨物に係る貨物確認情報の終了登録)

- 3 2 前項の規定により1便分の貨物確認情報の登録が終了した場合は、当該登録を行った倉主等に、直ちに航空システムに登録が終了した旨を入力し、送信することにより貨物確認情報終了の登録を行わせるものとする。

(ULDで運送された貨物の到着確認)

- 3 3 ULDに収容されたまま運送された貨物が運送先に到着したときは、到着地の保税地域の倉主等に、直ちにULDの外装等の状況を確認させるとともに、次の処理を行わせるものとする。

ULDを開梱し搬入された貨物の確認及びこの節3 1(輸入貨物に係る貨物確認情報の登録)の貨物確認情報の登録。

ULDについて、この節3 4(輸入貨物の搬出入手続)の搬入確認情報の登録。

(輸入貨物の搬出入手続)

- 3 4 システム内保税地域等における輸入貨物の搬出入手続は、次により行わせるものとする。

搬入確認情報の登録

保税運送が行われた貨物（仮陸揚貨物及び他空港向一括保税運送の承認を受けた貨物のうち ULD で運送される貨物は除く。）が、システム内保税地域等に搬入された場合は、倉主等に、搬入貨物の個数、事故の有無等を確認させるとともに、その結果等必要事項を直ちに航空システムに入力し、送信することにより搬入確認情報の登録を行わせるものとする。

なお、この章第 1 節 1 3（貨物情報を有する貨物に係る書面申請）の規定により登録された他所蔵置場所については、当該他所蔵置場所を管轄する税関官署の保税担当部門が登録を行うものとする。

#### 搬出確認情報の登録

システム内保税地域等から貨物を搬出する場合（他空港向一括保税運送の承認を受けた貨物、見本の一時持出許可を受けた貨物及び検疫又は検査を受けるため一時的に搬出する貨物を除く。）は、倉主等に、搬出に先立ち、航空システムから配信される許可情報等に基づき貨物を確認するとともに、その結果を航空システムに入力し、送信させることにより搬出確認情報の登録を行わせるものとする。

なお、この章第 1 節 1 3（貨物情報を有する貨物に係る書面申請）の規定により登録された他所蔵置場所については、当該他所蔵置場所を管轄する税関官署の保税担当部門が登録を行うものとする。

#### （輸出貨物の搬出入手続）

- 3 5 システム内保税地域等における輸出貨物の搬出入手続は、次により行わせるものとする。

#### 搬入確認情報の登録

輸出しようとする貨物及び積戻ししようとする貨物、航空システムを使用しないで輸出許可又は積戻し許可を受けた貨物及び仮陸揚貨物（AWB が発行される貨物に限る。）がシステム内保税地域等に搬入された場合は、倉主等に、搬入貨物の個数、事故の有無等を確認するとともに、その結果を航空システムに入力し、送信することにより搬入確認情報の登録を行わせるものとする。

なお、この章第 1 節 1 3（貨物情報を有する貨物に係る書面申請）の規定により登録された他所蔵置場所については、当該他所蔵置場所を管轄する税関官署の保税担当部門が登録を行うものとする。

#### 搬出確認情報の登録

システム内保税地域等から貨物を搬出する場合は、倉主等に、搬出に先立ち、航空システムから配信される許可情報等に基づき貨物を確認させるとともに、その結果を航空システムに入力し、送信することにより搬出確認情報の登録を行わせるものとする。ただし、次に掲げる場合については当該登録の対象外とする。

イ 航空会社が貨物を外国貿易機に搭載する場合

ロ 見本の一時持出許可を受けた貨物又は検査指定を受けた貨物を搬出する場合



八 航空システムの対象となっている他の税関空港で搭載する仮陸揚貨物で、当該空港までの保税運送承認を受けた貨物を救出する場合

なお、この章第 1 節 1 3 (貨物情報を有する貨物に係る書面申請)の規定により登録された他所蔵置場所については、当該他所蔵置場所を管轄する税関官署の保税担当部門が登録を行うものとする。

(事故等情報の登録)

- 3 6 システム内保税地域等の倉主等が貨物の救出入時又は蔵置中等に、銃砲刀剣類、麻薬類等の特殊貨物又は事故貨物を発見したときは、当該システム内保税地域等を管轄する税関官署の保税担当部門に当該事実についてを、航空システムに特殊貨物コード又は事故コードを入力し、送信することにより直ちに報告させるものとする。

なお、税関において当該報告を受けたときは、必要に応じ倉主等の立会いのもと事故状況等を確認し、必要な処置を行うものとする。

#### 第 4 節 保税台帳

(システム内保税地域における帳簿の取扱い)

- 4 1 システム内保税地域における帳簿の取扱いは、次による。

帳簿の取扱い

システム内保税地域においては、航空システムから配信される貨物の搬出入、許可、承認等に係る情報又は許可、承認等に係る書面並びに関係する社内帳票等を整理保管させることで、関税法第 34 条の 2 (記帳義務)に規定する帳簿と認めて差し支えないものとする。

保存期間

帳簿は、記載すべき事項が生じた日から起算して 2 年を経過する日までの間(その間に当該帳簿について保税業務検査を受けた場合にあっては、当該保税業務検査を受けた日までの間)保存させるものとする。

#### 第 5 節 貨物取扱いの許可情報の萱韓

(貨物取扱いの許可情報の登録)

- 5 1 貨物情報を有する貨物について、貨物取扱いの許可申請を行おうとする場合は、「貨物取扱い許可申請書」(税関様式 C 第 3110 号)を当該貨物を蔵置する場所を管轄する税関官署の保税担当部門へ提出することにより行わせるものとする。この場合において、当該保税担当部門は、当該申請に係る許可をしたときは、速やかに当該許可の番号等必要事項を航空システムに入力し、送信することにより許可情報の登録を行うものとする。

### 第 3 章 保税運送

#### 第 1 節 運送方式の種類等

(運送方式の種類)

- 1 1 外国貿易機から取卸された外国貨物又はシステム内保税地域等に蔵置中の外国貨物

について、航空システムを使用して保税運送申告を行う場合は、次の運送方式の種類に応じて当該申告を行わせるものとする。

一括保税運送

イ 一括保税運送（便単位）

取卸空港から一括保税運送対象蔵置場（航空システムに一括保税運送可能として設定された蔵置場をいう。）へ向けて貨物を到着便単位で一括して運送する方式をいう。

ロ 一括保税運送（MAWB 単位）

取卸空港において MAWB（Master Air Waybill。以下「MAWB」という。）単位に仕分けを行った貨物を、到着便単位、かつ、MAWB 単位で一括して運送する方式をいう。

ハ 他空港向一括保税運送

外国貿易機から取卸された貨物について、国際運送契約上の仕向地が他の税関空港（国内の税関空港を経由地として、外国の地域を仕向地とする場合を含む。）である貨物を、到着後、直ちに当該税関空港へ向けて到着便単位で一括して運送する方式をいう。

ニ ULD に収容された貨物の一括保税運送

外国貿易機から取卸された外国貨物が ULD に収容されており、原則として開梱することなく上記イ又はハの方法により運送する方式をいう。

システム内一般保税運送

システム内保税地域等相互間を上記の一括保税運送以外の方法により運送する方式をいう。

システム外一般保税運送

航空システムにより貨物管理を行わない保税地域（他所蔵置場所を含む。）へ向けて運送する方式をいう。

（システム処理対象外貨物）

- 次に掲げる貨物の保税運送申告は、航空システムによることなく、それぞれ「外国貨物運送申告書（目録兼用）」（税関様式 C 第 4000 号）により行わせるものとする。

検疫を要する貨物

関税法基本通達 30 5（要検疫物件を保税地域以外に持ち出す場合の取扱い）イのただし書に規定する検疫を必要とする生きている動物の運送又は一時持出しされる要検疫貨物の指定検疫場所若しくは空港検疫所への運送

入国旅客等の別送貨物

関税法基本通達 63 25（族具検査のため保税地域から運送される別送貨物の取扱い）に規定する別送貨物の税関族具検査場への運送

第 2 節 保税運送申告

( 保稅運送申告 )

- 2 1 保稅運送申告を行う者 ( 以下この章において「運送申告者」という。 ) が航空システムを使用して保稅運送申告を行う場合は、運送する貨物の品名、数量、運送先等の必要事項を航空システムに入力し、送信することにより行わせるものとする。

なお、一括保稅運送の申告を行う場合は、当該申告に先立ち、到着便に係る AWB 情報の登録時に、仕向地、運送種別等必要事項を入力させるものとする。

( 審査区分の選定及び関係書類の提出等 )

- 2 2 前項の規定により保稅運送申告が行われた場合には、次に掲げる審査区分の選定結果に応じ、次のとおり取り扱うものとする。

簡易審査扱いとなった場合当該申告が簡易審査扱いに選定されたときは、直ちに承認となる。

なお、税関長が必要と認める場合を除き、当該申告に係る関係書類の税関への提出は要しないものとする。

書類審査扱いとなった場合

当該申告が書類審査扱いに選定されたときは、運送申告者に配信される「保稅運送申告控情報」を「保稅運送申告控」( 別耗様式 N 241 号 ) として出力させ、当該申告控に申告貨物に係る AWB 等の写しを添付して、当該申告を行った税関官署の保稅担当部門に提出させるものとする。

( 運送承認 )

- 2 3 前項の規定により保稅運送申告控等の提出を受けた保稅担当部門は、当該申告について審査を行い、当該申告を承認したときは、航空システムに保稅運送申告番号等必要事項を入力し、送信することにより保稅運送申告審査終了の登録を行うものとする。

### 第 3 節 保稅運送の到着確認

( 保稅運送の到着確認 )

- 3 1 航空システムにより保稅運送の承認を受けた貨物が運送先に到着したときの到着確認の手続は、次による。

運送先がシステム内保稅地域等の場合

貨物が運送先に到着したときに倉主等が行う搬入手続は、第 2 章第 3 節 3 4 ( 輸入貨物の搬出入手続 ) の 又は 3 5 ( 輸出貨物の搬出入手続 ) の により搬入確認情報の登録を行わせるものとする。

なお、同章第 1 節 1 3 ( 貨物情報を有する貨物に係る書面申請 ) の規定により登録された他所蔵置場所については、当該他所蔵置場所を管轄する税関官署の保稅担当部門が登録を行うものとする。

その他の場合

貨物が運送先に到着したときの倉主等が行う搬入手続及び税関が行う到着確認は、

関税法基本通達 63 13 ( 運送貨物の到着の確認 ) の規定に準じて取り扱うものとする。この場合において、「保税運送承認通知書 ( 到着確認用 )」の提出に関しては、同項の規定にかかわらず、到着地税関に提出するものとし、発送地税関への提出を要しないこととする。

また、到着地の保税地域を管轄する税関官署の保税担当部門は、運送申告者から提出された「保税運送承認通知書 ( 到着確認用 )」に基づき、航空システムに保税運送申告番号等必要事項を入力し、送信することにより到着確認情報の登録を行うものとする。ただし、到着地税関が航空システム対象官署でない場合には、運送申告者に、当該到着地税関において到着確認を受けた上で、発送地税関に提出させるものとする。

#### 第 4 節 包括保税運送

( 包括保税運送申告 )

- 4 1 運送申告者が航空システムを使用して包括保税運送申告を行う場合は、運送する貨物の品名、運送先等の必要事項を航空システムに入力し、送信することにより行わせるものとする。

( 審査区分の選定及び関係書類の提出等 )

- 4 2 前項の規定により包括保税運送申告が行われた場合には、次に掲げる審査区分の選定結果に応じ、次のとおり取り扱うものとする。

簡易審査扱いとなった場合

当該申告が簡易審査扱いに選定されたときは、直ちに承認となる。なお、税関長が必要と認める場合を除き、当該申告に係る関係書類の税関への提出は要しないものとする。

書類審査扱いとなった場合

当該申告が書類審査扱いに選定されたときは、運送申告者に配信される「包括保税運送申告控情報」を「包括保税運送申告控」( 別紙様式 N 270 号 ) として出力させ、当該申告を行った税関官署の保税担当部門に提出させるものとする。

( 運送承認 )

- 4 3 前項 の規定により包括保税運送申告控の提出を受けた保税担当部門は、当該申告について審査を行い、当該申告を承認したときは、航空システムに包括保税運 承認番号等必要な事項を入力し、送信することにより包括保税運送申告審査終了の登録を行うものとする。

( 個別運送情報の登録 )

- 4 4 包括保税運送の承認を受けた者が、航空システムを使用して当該承認を受けた貨物に係る個別運送情報の登録をしようとする場合には、この章第 2 節 2 1 ( 保税運送申告 ) の規定に準じ、包括保税運送承認番号等の必要事項を航空システムに入力し、送信することにより行わせるものとする。

なお、当該登録が税関の執務時間外に行われる場合であっても、臨時開庁承認申請は要しないので留意する。

#### 第5節 特定保税運送の登録等

(特定保税運送の登録)

- 5 1 特定保税運送者(法第63条の2第1項の「特定保税運送者」をいう。以下この節及び次節において同じ。)が、航空システムを使用して特定保税運送(同項の「特定保税運送」をいう。以下この節及び次節において同じ。)を行う場合は、この章第2節21の規定に準じ、包括保税運送承認番号等の必要事項を航空システムに入力し、送信することにより行うものとする。

(特定保税運送に係る暫定的取扱い)

- 5 2 特定保税運送にあたっては、当分の間、上記4 1から4 3までに準じた手続等を行わせるものとする。ただし、上記4 2の となった場合においても同項の関係書類の提出は要さないこととし、その場合における上記4 3の審査にあたっては、保税担当部門は、入力者が特定保税運送者であること及びシステム参加保税地域間の運送であることのみを確認し、速やかに審査終了の登録を行うこととする。

### 第4章 輸出通関関係

#### 第1節 輸出申告

(輸出申告事項の登録)

- 1 1 輸出申告(法第67条の3第2項に規定する特定輸出申告、特定委託輸出申告及び特定製造貨物輸出申告並びに関税法基本通達67 2 5に規定するマニフェスト等による輸出申告を除く。以下この節及び次節において同じ。)を行う者又はその代理人である通関業者(以下この節及び次節において「通関業者等」という。)が航空システムを利用して輸出申告を行う場合には、当該申告に先立ち申告者名、数量、価格等の必要事項を航空システムに入力し、輸出申告事項の登録を行うものとする。

(輸出申告)

- 1 2 通関業者等が航空システムを使用して輸出申告を行う場合は、前項により登録した輸出申告事項の内容を応答画面により確認して送信すること又は事前に行われた輸出申告事項登録を利用して、これに利用者コード、業務コード及び輸出申告番号を登録することにより行うものとする。ただし、いずれの場合においても通関業者が輸出申告を行う場合には、あらかじめ通関士が応答画面又は入力控等により申告内容を審査した上で、当該通関士の利用者コード及びパスワードを入力して輸出申告を行わなければならないので、留意する。

なお、輸出申告事項登録済のものについて、貨物情報登録業務による搬入伝票作成情報が登録されている場合は、貨物の保税地域搬入前に輸出申告の入力をしておくことにより、倉主等による搬入確認の登録をもって、自動的に輸出申告を行わせることができ、また、税関官署の開庁時間外に輸出申告の入力を行っておくことにより、税

関官署の翌開庁時にシステム上自動的に輸出申告を行うことができるものとする。

(審査区分選定及び関係情報の配信)

- 1 3 輸出申告が航空システムにより受理されたときは、航空システムにおいて、当該輸出申告について審査区分の選定処理等が行われるとともに、通関業者等に「輸出申告控情報」が配信される。

なお、審査区分が簡易審査扱い(区分1)となった輸出申告については、輸出申告後直ちに輸出許可となり、通関業者等に「輸出許可通知情報兼輸出申告控情報」が配信される。

(輸出申告時の輸出申告控等の提出)

- 1 4 輸出申告が航空システムにより受理され、通関業者等に「輸出申告控情報」(簡易審査扱い(区分1)の場合は「輸出許可通知情報兼輸出申告控情報」。以下この節において同じ。)が配信されたときは、審査区分が簡易審査扱い(区分1)となった輸出申告については、当該配信された情報の輸出申告に係る仕入書又はこれに代わる書類その他必要な書類(以下この章において「関係書類等」という。)に輸出申告番号等を付記して、審査区分が書類審査扱い(区分2)又は検査扱い(区分3、区分4又は区分9)となった輸出申告については、当該輸出申告控情報を「輸出申告控」(別紙様式N 141号)として出力し、関係書類等を添付して、次に定めるところにより、輸出申告を行った税関官署の通関担当部門(以下この節及び次節において「通関担当部門」という。)に提出することを求めるものとする。

提出期限

輸出申告の日から3日以内(期間の末日が行政機関の休日に当たるときは、同日の翌日までとする。)

提出書類

輸出申告控1部(簡易審査扱い(区分1)のものを除く。)

関税法その他関税に関する法令の規定により、輸出申告に際して税関に提出すべきものとされている関係書類等(免税等関係書類、他法令による許可・承認証等)

なお、審査区分が検査場検査扱い(区分4)となった場合は、この節15(に規定する「検査指定票(申告書用)」及び「検査指定票(運搬用)」を併せて提出することを求めるものとする。

(検査等の指定)

- 1 5 通関担当部門又は前記12(輸出申告)の規定により行われた輸出申告に係る貨物の検査を行う検査担当部門(以下この節において「検査担当部門」という。)は、審査区分が検査扱い(区分3、区分4又は区分9)となった輸出申告については、現場検査、検査場検査、見本検査(他法令の該非の確認、統計品目分類、知的財産侵害物品の認定等輸出貨物についての適正な審査を行うための見本確認(従来、通関担当部門が行

っていた貨物の見本検査のことをいう。)をいう。以下この項において同じ。)(貨物確認(他法令の該非の確認、統計品目分類、知的財産侵害物品の認定等輸出貨物についての適正な審査を行うため、従来、通関担当部門が行っていた貨物の検査のことをいう。)を含む。以下この項及びこの節 1 7において同じ。)のいずれかに指定するものとする。現場検査に指定したものについては、航空システムを通じてその旨が通関業者等に通知される。また、検査場検査又は見本検査に指定したものについては、「検査指定情報(運搬用)(輸出)」が通関業者等に配信されるので、これを「検査指定票(申告書用)」(別紙様式N 391号)及び「検査指定票(運搬用)」(別紙様式N 392号)として出力させ、当該通関業者等に検査指定貨物についてその蔵置場所と税関検査場間の運搬等を行わせるものとする。

なお、倉主等には「検査貨物搬送指示情報(輸出)」が配信されるので、当該倉主等は、必要に応じ「検査貨物搬送指示書(別紙様式N 395号)」として出力することができる。

(輸出申告の訂正)

- 1 6 輸出申告の後、当該申告に係る輸出許可までの間に申告内容を訂正する場合は、あらかじめ通関業者等から通関担当部門に対し訂正についての申し出を行われた後、次により取り扱うものとする。ただし、輸出者コード、輸出者名等は訂正できないので、これらの事項を訂正する場合には、輸出申告を撤回の上、再申告させるものとする。

通関業者等に、航空システムにより訂正する輸出申告の内容を呼び出し、訂正を必要とする事項について上書きして入力することにより輸出申告訂正事項の登録を行わせ、その内容を確認の上、輸出申告訂正の登録を行わせるものとする。ただし、通関業者が訂正登録を行う場合には、通関士が訂正内容を審査の上、当該通関士の利用者コード及びパスワードを入力して行わせなければならないので、留意する。

上記の輸出申告内容の訂正登録が航空システム処理の結果、受理されたときは、通関業者等に訂正後の情報に基づく「輸出申告内容変更控情報」が配信される。

上記により訂正後の「輸出申告内容変更控情報」が配信された場合は、当該変更控情報を「輸出申告内容変更控」(別紙様式N 141号)として出力させ、当該申告内容変更控及び当初輸出申告控(再訂正の場合は直前の訂正登録分まで)に係る書類を添えて、直ちに通関担当部門に提出させるものとする。

(輸出許可の通知)

- 1 7 通関担当部門(あらかじめ通関担当部門から依頼を受けている場合は検査担当部門)は、航空システムを使用して行われた輸出申告(審査区分が簡易審査扱い(区分1)となった輸出申告を除く。)の審査及びその申告に係る貨物についての必要な検査を行った上、貨物の輸出を許可しようとするときは、航空システムを通じて輸出申告審査終了の登録を行うことにより輸出を許可し、航空システムを通じてその旨を通関業者等に通知する。この場合、当該許可に併せて保税運送を承認するときは、その運送期間

を航空システムにより指定するものとする。

## 第 2 節 輸出許可後の訂正

(船名、数量等変更の申請)

- 2 1 航空システムを使用して行う輸出申告について、輸出許可後、搭載完了登録が行われるまでの間に、当該貨物に係る船名、数量等の許可内容を変更する場合は、あらかじめ通関業者等から通関担当部門に対し変更についての申し出を行わせ、次により取り扱うものとする。ただし、輸出者コード、輸出者名等の変更はできないので、輸出取止め再輸入の手続を行わせ、再度輸出申告を行わせることとなる。

航空システムにより輸出許可時の内容を呼び出し、変更を必要とする事項について上書き入力することにより輸出許可内容変更申請事項の登録を行わせ、その内容を確認の上、変更の登録を行わせるものとする。ただし、通関業者が変更登録を行う場合には、通関士が変更内容を審査の上、当該通関士の利用者コード及びパスワードを入力して登録を行わせなければならないので留意する。

上記の輸出許可内容変更申請により船名、数量等変更申請の登録が行われた場合は、航空システムにおいて、当該申請について審査区分の選定が行われ、通関業者等に「船名・数量等（輸出許可町内容）変更申請控情報」が配信される。なお、審査区分が簡易審査扱い（区分 1）となった輸出許可内容変更申請については、申請後直ちに許可内容の変更が認められ、通関業者等に「輸出許可内容変更通知情報」が配信される。また、輸出許可内容変更申請者と輸出許可を受けた通関業者等が異なる場合は、輸出許可を受けた通関業者等にも許可内容の変更が通知される。

(輸出許可後の船名、数量等変更申請控の提出)

- 2 2 前項の規定により通関業者等に「船名、数量等（輸出許可内容）変更申請控情報」が配信された場合は、審査区分が簡易審査扱い（区分 1）となった船名、数量等変更申請については、当該配信された情報の船名、数量等変更申請に係る関係書類等に船名、数量等変更申請番号等を付記して、審査区分が書類審査扱い（区分 2）となった船名、数量等変更申請については、当該申請控情報を「船名、数量等（輸出許可内容）変更申請控」（別紙様式 N 387 号）として出力させ、関係書類等を添付して、船名、数量等変更申請の日から 3 日以内（期間の末日が行政機関の休日に当たるときは、同日の翌日までとする。）に、当該申請控に表示されている通関担当部門に提出させるものとする。

(船名、数量変更の確認)

- 2 3 通関担当部門は、航空システムを使用して行われた船名、数量等変更申請のうち審査区分が書類審査扱い（区分 2）となったものについて、所要の審査を行い訂正を認める場合は、審査終了の登録を行うことにより航空システムを通じてその旨を通関業者等に通知するものとする。

なお、船名、数量等変更申請者と輸出許可を受けた通関業者等が異なる場合は、輸



出許可を受けた通関業者等にも許可内容の変更が通知される。

## 第2節の2 特定輸出申告

(輸出申告についての規定の準用)

2の2 1 特定輸出申告(法第67条の3第2項に規定する特定輸出申告をいう。)を行う者及びその代理人である通関業者が航空システムを使用して特定輸出申告を行う場合は、第1節及び第2節に準じて行うものとする。

なお、この場合において、「輸出申告控情報」とあるのは「特定輸出申告控情報」と、「輸出許可通知情報兼輸出申告控情報」とあるのは「特定輸出許可通知情報兼特定輸出申告控情報」と、「輸出申告控(別紙様式N 141)」とあるのは「特定輸出申告控」と、「輸出申告内容変更控情報」とあるのは「特定輸出申告内容変更控情報」と、「輸出申告内容変更控」(別紙様式N 141号)とあるのは「特定輸出申告内容変更控」と読み替えるものとする。

また、特定輸出申告においては次のことについて留意する。

運送中の貨物について、外国貿易機に積み込もうとする税関空港又は不開港の所在地を所轄する税関官署に対して当該申告をしようとする場合には、通関予定蔵置場として当該税関空港又は不開港に隣接の保税地域を選択するものとする。

関税法第67条の11第1項に規定する輸出の許可の取消しについては、関税法基本通達67の11 1及び67の11 2に準じて行うほか、当該許可を取り消した場合には、通関担当部門において、取り消した旨の情報を航空システムに登録することとなるので留意する。

## 第2節の3 特定委託輸出申告

(輸出申告についての規定の準用)

2の3 1 特定委託輸出申告(関税法第67条の3第2項に規定する特定委託輸出申告をいう。)を行う者の代理人である認定通関業者(同法第79条の2に規定する認定通関業者をいう。)が航空システムを使用して特定委託輸出申告を行う場合は、第1節及び第2節に準じて行うものとする。

なお、特定委託輸出申告においては次のことに留意する。

特定委託輸出申告(その申告を行おうとする税関官署にあらかじめ関税法基本通達67の3-2 1に規定する「特定委託輸出申告包括申出書」(C-9160。以下この項において「申出書」という。)を提出し、当該申告の際に記事欄に当該申出書の受理番号を記載する場合を除く。)を行う場合には、記事欄に特定保税運送者の利用者コード、貨物の蔵置場所の所在地及び名称を入力する必要がある。なお、運送中の貨物について、外国貿易機に積み込もうとする税関空港又は不開港の所在地を所轄する税関官署に対して当該申告を行う場合には、貨物の蔵置場所の所在地及び名称の入力を省略して差し支えない。

審査区分が簡易審査扱い(区分1)となった場合又は税関が「輸出申告審査終了」

業務を行った場合であって、特定委託輸出申告に係る貨物が保税地域に搬入されていないときには、当該貨物が保税地域に搬入され、当該貨物に係る搬入確認登録がなされるまでの間、輸出の許可を保留することとなるので留意する。

#### 第2節の4 特定製造貨物輸出申告

(輸出申告についての規定の準用)

2の4 1 特定製造貨物輸出者(法第67条の13第2項に規定する特定製造貨物輸出者をいう。)が航空システムを利用して特定製造貨物輸出申告(法第67条の3第2項に規定する特定製造貨物輸出申告をいう。以下この項において同じ。)を行う場合は、第1節及び第2節に準じて行うものとする。

なお、特定製造貨物輸出申告においては次のことに留意する。

特定製造貨物輸出申告においては、記事欄に貨物の蔵置場所の所在地及び名称並びに認定製造者(法第67条の14に規定する認定製造者をいう。)及び運送者の氏名又は名称を入力するものとする。なお、運送中の貨物について、外国貿易機に積み込もうとする税関空港又は不開港の所在地を所轄する税関官署に対して当該申告を行う場合には、貨物の蔵置場所の所在地及び名称の入力を省略して差し支えない。

本章第1節1 4に規定する添付書類等のほか、関税法基本通達67の3 3 2の規定により作成した貨物確認書を提出する必要があるので留意すること。

審査区分が簡易審査扱い(区分1)となった場合又は税関が「輸出申告審査終了」業務を行った場合であって、特定委託輸出申告に係る貨物が保税地域に搬入されていないときには、当該貨物が保税地域に搬入され、当該貨物に係る搬入確認登録がなされるまでの間、輸出の許可を保留することとなる。

#### 第3節 マニフェスト等による輸出申告

(マニフェスト等による輸出申告の登録)

3 1 関税法基本通達 67 2 5(マニフェスト等による輸出申告)及び 67 2 6(マニフェスト等による申告手続)に規定するマニフェスト等による輸出申告を行う者又はその代理人である通関業者(以下この節において「通関業者等という。’)が航空システムを使用してマニフェスト等による輸出申告を行う場合は、輸出者名、数量、価格、搭載予定便名、混載貨物運送状(House Air Waybill)の番号等の必要事項を航空システムに入力させ、輸出申告を行わせるものとする。ただし、通関業者がマニフェスト等による輸出申告を行う場合には、通関士が申告内容を審査した上で、当該通関士の利用者コード及びパスワードを入力してマニフェスト等による輸出申告を行わせなければならないので、留意する。

(審査区分選定及び関係情報の配信)

3 2 マニフェスト等による輸出申告が航空システムにより受理されたときは、航空システムにおいて、当該申告について審査区分の選定処理等が行われるとともに、通関業者等に「輸出マニフェスト通関申告控情報」(簡易審査扱い(区分1)の場合は「輸出

許可通知情報兼輸出マニフェスト通関申告控情報」。)が配信される。

(マニフェスト等による輸出申告控の提出)

- 3 3 前項の規定により通関業者等に「輸出マニフェスト通関申告控情報」が配信されたときは、当該申告控情報を「輸出マニフェスト通関申告控」(別紙様式 N 161号)として出力させ、輸出申告の日から3日以内(期間の末日が行政機関の休日に当たるときは、同日の翌日までとする。)に、当該申告を行った税関官署の通関担当部門に提出させるものとする。ただし、簡易審査扱い(区分1)及び書類審査扱い(区分2)となった申告にあっては、当該申告控の提出を省略させて差し支えないものとする。

なお、審査区分が検査場検査扱い(区分4)となった場合は、この章第1節1 5(検査の指定)の に規定する「検査指定票(申告書用)」及び「検査指定票(運撤用)」を併せて提出させる。

(検査の指定)

- 3 4 マニフェスト等による輸出申告の審査区分が検査扱い(区分3、区分4又は区分9)となった場合の取扱いについては、この章第1節1 5(検査の指定)の規定を準用する。

(輸出申告の訂正)

- 3 5 マニフェスト等による輸出申告の後、当該申告に係る輸出許可までの間に申告内容を訂正する場合の取扱いについては、この章第1節1 6(輸出申告の訂正)の規定を準用する。

(輸出許可後の訂正)

- 3 6 マニフェスト等による輸出申告について、輸出許可後、搭載完了登録が行われるまでの間に、当該貨物に係る航空機の名称、数量等の許可内容を変更する場合の取扱いについては、この章第2節(輸出許可後の訂正)の規定を準用する。

#### 第4節 積戻し申告

- 4 1 航空システムを使用して積戻し申告(この申告に併せて行う保税運送申告を含む。)を行う場合は、この章第1節(輸出申告)及び第2節(輸出許可後の訂正)の規定を準用して行うものとする。

#### 第4節の2 展示等承認貨物の積戻し申告及び積戻し許可後の訂正

(展示等承認貨物の積戻し申告の事項登録)

- 4の2 1 展示等承認貨物の積戻し申告(以下「展示等積戻し申告」という。)を行う者及びその代理人である通関業者等(以下この節において「通関若者等」という。)が航空システムを使用して展示等積戻し申告を行う場合は、当該申告に先立ち参加者名、品名、貨物個数、FOB 価格等の必要事項を航空システムに入力させ、展示等積戻し申告事項の登録を行わせるものとする。

(展示等積戻し申告)

- 4の2 2 通関業者等が航空システムを使用して展示等積戻し申告を行う場合は、前項の

規定により登録された展示等積戻し申告事項について通関業者等に出力される応答画面の内容を確認して再送信することにより、又は事前に行われた展示等積戻し申告事項登録を利用して、これに利用者コード、業務コード及び展示等積戻し申告番号を入力し、送信することにより行うものとする。

ただし、いずれの場合においても、通関業者が展示等積戻し申告を行う場合には、あらかじめ通関士が応答画面又は入力控により申告内容を審査した上で当該通関士の利用者コード及びパスワードを入力して展示等積戻し申告を行わせなければならないので、留意する。

なお、税関官署の開庁時間外に展示等積戻し申告の入力をしておくことにより、税関の翌開庁時に自動的に展示等積戻し申告を行うことができるものとする。

(審査区分選定及び関係情報の配信)

- 4 の 2 3 航空システムにおいては、前項の展示等積戻し申告が行われた場合において、当該展示等積戻し申告について審査区分の選定等の処理を行い、通関業者等に「展示等積戻し申告控情報」が配信される。

なお、この場合、審査区分が簡易審査扱い(区分1)となった展示等積戻し申告については、展示等積戻し申告後直ちに展示等積戻し許可となり、「展示等積戻し許可通知情報兼展示等積戻し申告控情報」が配信される。

(展示等積戻し申告時の提出書類等の提出)

- 4 の 2 4 展示等積戻し申告が航空システムにより受理され、通関業者等に「展示等積戻し申告控情報」(簡易審査扱いの場合は「展示等積戻し許可通知情報兼展示等積戻し申告控情報」。以下この節において同じ。)が配信されたときは、審査区分が簡易審査扱い(区分1)となった展示等積戻し申告については、当該配信された情報の展示等積戻し申告に係る貨物の包装明細書その他必要な書類(以下この節において「関係書類等」という。)に展示等積戻し申告番号等を付記して、審査区分が書類審査扱い(区分2)又は検査扱い(区分3、区分4又は区分9)となった展示等積戻し申告については、当該展示等積戻し申告控情報を「展示等積戻し申告控」(別紙様式N 142号)として出力させ、関係書類等を添付して、次に定めるところにより、展示等積戻し申告を行った税関官署の通関担当部門(以下この節において「通関担当部門」という。)に提出させるものとする。

提出期限

展示等積戻し申告の日から3日以内(期間の末日が行政機関の休日に当たるときは、同日の翌日までとする。)

提出書類

関税法その他関税に関する法令の規定により、展示等積戻し申告に際して税関に提出すべきものとされている添付書類

(検査等の指定)

4の2 5 通関担当部門又は前記4の2 2(展示等積戻し申告)の規定により行われた展示等積戻し申告に係る貨物の検査を行う検査担当部門(以下この節において「検査担当部門」という。)は、審査区分が検査扱い(区分3、区分4は区分9)となった展示等積戻し申告については、現場検査、検査場検査又は見本検査(他法令の該非の確認、統計品目分類、知的財産侵害物品の認定等積戻し貨物についての適正な審査を行うための見本確認(従来、通関担当部門が行っていた貨物の見本検査のことをいう。)をいう。以下この項において同じ。)(貨物確認(他法令の該非の確認、統計品目分類、知的財産侵害物品の認定等輸出貨物についての適正な審査を行うため、従来、通関担当部門が行っていた貨物の検査のことをいう。)を含む。以下この項及びこの節4の2 7において同じ。)のいずれかに指定するものとする。現場検査に指定したものについては、航空システムを通じてその旨が通関業者等に通知される。また、検査場検査又は見本検査に指定したものについては、「検査指定情報(申告書用)」及び「検査指定情報(運搬用)」が通関業者等に配信されるので、これを「検査指定票(申告書用)」(別紙様式N 391号)及び「検査指定票(運搬用)」(別紙様式N 392号)として出力させ、当該通関業者等に検査指定貨物についてその蔵置場所と税関検査場間の運搬等を行わせるものとする。

なお、倉主等には「検査貨物搬送指示情報(輸出)」が配信されるので、当該倉主等は、必要に応じ「検査貨物搬送指示書」(別紙様式N 395号)として出力することができる。

(展示等積戻し申告の訂正)

4の2 6 展示等積戻し申告の後、当該申告に係る展示等積戻し申告の許可までの間に申告内容を訂正する場合は、あらかじめ通関業者等から通関担当部門に対し訂正についての申出を行わせた後、次により取り扱うものとする。ただし、申告官署コード、参加者名、通関予定蔵置場コード等は訂正できないので、これらの事項を訂正する場合には、展示等積戻し申告を撤回の上、再申告させるものとする。

通関業者等に、航空システムにより展示等積戻し申告時の内容を呼び出して、訂正を必要とする事項について上書き入力することにより展示等積戻し申告事項の登録を行わせ、その内容を確認の上、展示等積戻し申告訂正の登録を行わせるものとする。

ただし、通関業者等が訂正登録を行う場合には、通関士が内容を審査のうえ、当該通関士の利用者コード及びパスワードを入力して行わなくてはならないので、留意する。

上記により輸出申告内容の変更登録が航空システムの処理の結果、受理されたときは、通関業者等に訂正後の情報に基づく「展示等積戻し申告内容変更控情報」が配信される。

上記により通関業者等に「展示等積戻し申告内容変更控情報」が配信されたと

きは、当該配信された情報を「展示等積戻し申告内容変更控」(別紙様式 N 143号)として出力させ、当該展示等積戻し申告内容及び当初展示等積戻し申告控(再訂正の場合は直前の訂正登録分まで)に関係書類等を添えて、直ちに通関担当部門に提出させるものとする。

(展示等積戻し許可の通知)

- 4の2 7 通関担当部門(あらかじめ通関担当部門から依頼を受けている場合は検査担当部門)は、航空システムを使用して行われた展示等積戻し申告(審査区分が簡易審査扱い(区分1)となった展示等積戻し申告を除く。)の審査及びその申告に係る貨物についての必要な検査を行った上、貨物の積戻しを許可しようとするときは、航空システムを通じて展示等積戻し申告審査終了の登録を行うことにより積戻しを許可し、航空システムを通じてその旨を通関業者等に通知する。この場合、当該許可に併せて、保税運送を承認するときは、その運送期間を航空システムにより指定するものとする。

(展示等積戻し許可内容変更の申請)

- 4の2 8 航空システムを使用して行う展示等積戻し申告について、展示等積戻し許可後に当該貨物に係る船名、数量等の許可内容を訂正する場合は、あらかじめ通関業者等から通関担当部門に対し訂正についての申し出を行わせ、次により、取り扱うものとする。ただし、参加者コード、参加者名等の変更はできないので、積戻し取止めの手続に準じて処理し、再度展示等積戻し申告を行わせることとなる。

航空システムにより展示等積戻し許可時の内容を呼び出し、訂正を必要とする事項について、上書き入力することにより展示等積戻し許可内容変更申請事項の登録を行わせ、その内容を確認の上、訂正の登録を行わせるものとする。

ただし、通関業者が訂正登録を行う場合には、通関士が訂正内容を審査の上、当該通関士の利用者コード及びパスワードを入力して行わせなければならないので、留意する。

上記の展示等積戻し許可内容変更申請の変更登録が行われた場合において、当該申請について審査区分の選定等の処理が行われ、通関業者等に「船名・数量等(展示等積戻し許可内容)変更申請控情報」が配信される。

なお、この場合において審査区分が簡易審査扱いとなった展示等積戻し許可内容変更申請については、申請後直ちに許可内容の変更が認められ、「展示等積戻し許可内容変更通知情報」が配信される。また、展示等積戻し許可内容変更申請者と展示等積戻し許可を受けた通関業者等が異なる場合は、展示等積戻し許可を受けた通関業者等にも許可内容の変更が通知される。

(展示等積戻し許可内容変更申請控等の提出)

- 4の2 9 前項の規定により通関業者等に「船名・数量等(展示等積戻し許可内容)変更申請控情報」が配信された場合は、当該申請控情報を「船名・数量等(展示等積戻し許可内容)変更申請控」(別紙様式 N 144号)として(審査区分が簡易審査扱いで

あり「展示等積戻し許可内容変更通知情報」が配信された場合は、当該変更通知情報を「展示等積戻し許可内容変更通知書」(別紙様式 N 145 号)として)出力させ、関係書類等を添付して、展示等積戻し許可内容変更申請の日から 3 日以内(期間の末日が行政機関の休日にあたる時は、同日の翌日までとする。)に、当該申請控(又は当該通知書)に表示されている通関担当部門に提出させるものとする。

(展示等積戻し許可内容変更の確認)

- 4 の 2 10 通関担当部門は、航空システムを使用して行われた展示等積戻し許可内容変更申請のうち審査区分が書類審査扱い(区分 2)となったものについて、所要の審査を行い訂正を認める場合は、審査終了の登録を行うことにより航空システムを通じてその旨を通関業者等に通知するものとする。

なお、展示等積戻し許可内容変更申請者と展示等積戻し許可を受けた通関業者等が異なる場合は、展示等積戻し許可を受けた通関業者等にも許可内容の変更が通知される。

#### 第 5 節 予備審査制による申告

(予備申告事項の登録)

- 5 1 輸出申告又は積戻し申告(以下この節において「輸出申告等」という。)について、「予備審査制について」(平成 12 年 3 月 31 日蔵関第 251 号)に定める予備申告を行う者又はその代理人である通関業者(以下この節において「通関業者等」という。)が航空システムを使用して予備申告を行う場合は、当該予備申告に先立ち、この章第 1 節 1 1(輸出申告事項の登録)の規定に準じて予備申告事項の登録を行わせるものとする。

なお、他法令による許可、承認等が必要な場合であって、予備申告の時点ではこれが未取得のときには、他法令コード欄に当該必要とされる他法令のコードを入力させるものとする。

(予備申告)

- 5 2 予備申告は、前項の規定により予備申告事項の登録を行った後に、所定の欄に輸出申告の予定日及び予備申告である旨の申告条件コード「T」又は「Z」(当該コードの選択は、下記(注)欄の「予備申告の申告条件コード区分」に従うものとする。)を入力の上、この章第 1 節 1 2(輸出申告)の規定に準じて予備申告の登録をすることにより行うものとする。

(注)「予備申告の申告条件コード区分」

申告条件コード「T」は、予備申告後、貨物の搬入を確認した後に通関業者等が輸出申告等の入力を行う場合に選択するコード

申告条件コード「Z」は、予備申告後、貨物が搬入されたとき(当該時刻が税関官署の開庁時間外の場合は、翌開庁時刻)に通関業者等が自動的に輸出申告等の処理が行われることを希望し、かつ、その時まで輸出申告等の要件が整う場合に選択するコード

(予備申告の受理)

- 5 3 予備申告が航空システムにより受理されたときには、通関業者等に予備申告である旨のコードが記録された「輸出申告控情報」又は「積戻し申告控情報」(以下この節において「予備申告控情報」という。)が配信される。

(審査区分)

- 5 4 予備申告の審査区分は、簡易審査扱い(区分1)、書類審査扱い(区分2)又は検査扱い(区分3、区分4又は区分9)に区分される。なお、簡易審査扱い(区分1)の場合であっても、輸出申告等が行われる前なので、輸出許可又は積戻し許可は保留される。

(予備申告控の提出)

- 5 5 予備申告の審査区分が、書類審査扱い(区分2)又は検査扱い(区分3、区分4又は区分9)となった場合は、予備審査を受けるため、通関業者等に配信された予備申告控情報を「輸出申告控」又は「積戻し申告控」(以下「予備申告控」という。)として出力させ、当該申告控に仕入書等の必要書類を添付して、予備申告を行った税関官署の通関担当部門(以下この節において「通関担当部門」という。)に提出させる。

なお、提出部数については、この章第1節1-4(輸出申告控等の提出)の本文及びの規定に準ずるものとする。

(予備申告の訂正)

- 5 6 予備申告の訂正は、通関業者等にこの章第1節1-6(輸出申告の訂正)の規定に準じて予備申告等の変更登録をさせることにより、行わせるものとする。

なお、予備申告の訂正をした場合は、通関業者等に訂正後の予備申告控(審査区分が簡易審査扱い(区分1)となった予備申告について、予備申告等の訂正を行ったこと等により、審査区分が変更された場合を含む。)及び必要書類を通関担当部門に提出させるものとする。

(審査終了の登録)

- 5 7 通関担当部門は、予備申告の審査1区分が書類審査扱い(区分2)となったものについて、輸出申告等が行われる前に審査が終了した場合には、審査が終了したことを再確認した後、審査終了の登録を行うものとする。

(検査の通知)

- 5 8 予備申告がなされた貨物に対する検査の通知は、この章第1節1-5(検査の指定)の規定に準じて行うものとする。

(輸出申告等)

- 5 9 申告条件コードが「T」の予備申告に係る輸出申告等は、所定の欄に予備申告に係る輸出申告等である旨の申告条件コード「H」を入力の上、この章第1節1-2(輸出申告)の規定に準じて行わせるものとする。ただし、輸出申告番号については、予備申告番号(枝番を含む。)を入力させるものとする。



なお、申告条件コードが「Z」の予備申告に係る輸出申告等は、倉主等の搬入確認が行われたときに輸出申告等が行われる。

(関係書類の提出)

- 5 10 前項の規定により輸出申告等を行ったときは、「輸出申告控」又は「積戻し申告控」(以下この項において「輸出申告控等」という。)に仕入書等の必要書類を添付させ、この章第1節14(輸出申告控等の提出)の規定に準じてこれを提出させるものとする。

ただし、審査区分が書類審査扱い(区分2)又は検査扱い(区分3、区分4又は区分9)となった輸出申告等については、この節55(予備申告控の提出)又は56(予備申告の訂正)の規定により「予備申告控等」を既に提出した場合であって、当該提出後に予備申告の訂正を行わなかった場合には、「輸出申告控等」の提出は要しないものとし、当該「予備申告控等」を「輸出申告控等」として取り扱うものとする。

(マニフェスト等による予備申告)

- 5 11 通関業者等が航空システムを使用してこの章第3節に規定するマニフェスト等による輸出申告について予備申告を行う場合は、この節の規定を準用する。この場合において、予備申告等である旨の申告条件コードはこの節52に規定する申告条件コード「Z」を入力するほか、予備申告控の提出については、この章第3節33(輸出申告控等の提出)の規定に準ずるものとする。

#### 第6節 原本情報の訂正

(原本情報の訂正登録)

- 6 1 航空システムにより許可された輸出申告等について、申告内容の訂正が行われた場合には、航空システムの原本情報の訂正登録を行うものとする。

### 第5章 輸入通関関係

#### 第1節 輸入申告

(輸入申告事項の登録)

- 1 1 輸入申告(輸入(引取)申告(特例申告(法第7条の2第2項に規定する特例申告をいう。以下同じ。))に係る貨物の輸入申告をいう。以下同じ。))及び関税法基本通達6746に規定するマニフェスト等による輸入申告を除く。)輸入申告に併せて行う関税、内国消費税及び地方消費税(以下「関税等」という。以下この節において同じ。)の納税申告並びに輸入許可前引取承認申請(以下この節からこの章第5節までにおいて「輸入申告」と総称する。)を行う者又はその代理人である通関業者(以下この節において「通関業者等」という。)が航空システムを使用して輸入申告を行う場合は、当該申告に先立ち申告者名、数量、価格等の必要事項を航空システムに入力し、輸入申告事項の登録を行うものとする。

なお、納税義務者が、MPN利用方式(税関関係法令に係る行政手続等における情報通信の技術の利用に関する省令(平成15年財務省令第7号。以下「税関手続オンライ

ン化省令」という。)第 8 条に規定する方法をいう。以下同じ。)による関税等の納付を希望する場合には、税関手続オンライン化省令第 7 条第 1 項(事前届出)の規定に基づき、当該納付を行いたい旨のコードを航空システムに併せて入力させるものとする。

(輸入申告)

- 1 2 通関業者等が航空システムを使用して輸入申告を行う場合は、前項の規定により登録された輸入申告事項について通関業者等に出力される応答画面の内容を確認して送信すること又は事前に行われた輸入申告事項登録を利用して、これに利用者コード、業務コード及び輸入申告番号を登録することにより行わせるものとする。ただし、いずれの場合であっても通関業者が輸入申告を行う場合には、あらかじめ通関士が応答画面又は入力控等により申告内容を審査した上で、当該通関士の利用者コード及びパスワードを入力して輸入申告を行わせなければならないので留意する。

なお、輸入申告事項登録済みのものについては、税関官署の開庁時間外に輸入申告の入力を行っておくことにより、税関の翌開庁時にシステム上自動的に輸入申告を行うことができるものとする。

(審査区分選定及び関係情報の配信等)

- 1 3 輸入申告が航空システムにより受理されたときは、当該輸入申告について審査区分の選定処理等が行われるとともに、通関業者等に次に定める情報が配信される。

審査区分が簡易審査扱い(区分 1)となった輸入申告については、納付すべき関税等がない場合、有税であるが納税方式が口座振替方式の場合若しくは直納方式又は MPN 利用方式であって納期限延長制度が適用される場合には、輸入申告後直ちに輸入許可又は輸入許可前貨物引取承認(以下この節において「輸入許可等」という。)が行われ、通関業者等に「輸入許可通知情報」又は「輸入許可前貨物引取承認通知情報」が配信される。ただし、口座残高不足又は担保靖高不足の場合には、輸入許可等の通知は行われず、航空システムを通じて口座残高が不足している旨又は担保が不足している旨が通関業者等に通知されるとともに、「輸入申告控情報」が配信される。

また、これと同時に、関税等の納付方式が次に掲げる場合には、それぞれの納付方式に応じて、次により関税等の納付を行わせるものとする。

口座振替方式の場合は、銀行に「納付書情報(口座)」が配信されるので、これを「納付書」(別紙様式 N 172 号)として出力させ、口座振替を行わせるものとする。

直納方式(包括納期限延長方式が適用される場合を除く。)の場合は、通関業者等に「納付書情報(直納)」が配信される(輸入許可前貨物引取承認申請の場合を除く。)ので、これを「納付書」(別紙様式 N 171 号)として出力させ、関税等の納付を行わせるものとする。

MPN 利用方式（包括納期限延長方式が適用される場合を除く。）の場合は、通関業者等に「納付番号通知情報」が出力されるので、納税義務者等に当該情報を用いて MPN 利用方式により関税等の納付を行わせるものとする。

審査区分が書類審査扱い（区分 2）又は検査扱い（区分 3、区分 4 又は区分 9）となった輸入申告については、通関業者等に「輸入申告控情報」が配信される。

（輸入申告時の輸入申告控等の提出）

- 1 4 前項の規定により通関業者等に「輸入申告控情報」（審査区分が簡易審査扱い（区分 1）の場合は、「輸入許可通知情報」。以下この項において同じ。）が配信されたときは、審査区分が簡易審査扱い（区分 1）となった輸入申告については、当該配信された情報の輸入申告に係る仕入書又はこれに代わる書類その他課税価格の決定のための必要な関係書類（以下この章において「関係書類等」という。）に輸入申告番号等を付記して、審査区分が書類審査扱い（区分 2）又は検査扱い（区分 3、区分 4 又は区分 9）となった輸入申告については、当該輸入申告控情報を「輸入（納税）申告控（内国消費税等課税標準数量等申告控兼用）」（別紙様式 N 131 号）（簡易審査扱い（区分 1）の場合は「輸入許可通知書（別紙様式 N 321 号）（以下「輸入申告控」という。）として出力させ、関係書類等を添付して、次に定めるところにより、輸入申告を行った税関官署の通関担当部門（以下本節において「通関担当部門」という。）に提出させるものとする。

ただしあらかじめ税関において、動作確認及びデータ項目確認を受けた電子的記録媒体（データの訂正、削除ができない読み専用のものに限る。）に、関税法基本通達 68 3 2 口の規定による社内帳票等に相当する情報（簡易申告扱い（区分 1）となった輸入申告に係るものに限る。以下「社内帳票情報」という。）を記録し、当該社内帳票情報に係る輸入許可の日が属する月ごとにまとめて 1 枚（1 枚に記録できない場合は複数枚）に記録し、これを当該月の翌月 5 日（その日が行政機関の休日に当たるときは、同日の翌日）までに提出した場合における当該輸入申告に係る社内帳票等及び関係書類等については、この限りでない。

提出期限

輸入申告の日から 3 日以内（期間の末日が行政機関の休日に当たるときは、同日の翌日までとする。）

提出書類

輸入申告控の提出部数は、次表のとおりとする。

区 分	税関控	会計検査院用	調査通知用	保税通知用	合計部数

有税品の場合で、関税率表 1 品目に対する関税額又は内国消費税額が 300 万円以上	(注 1)				1 又は 2
減免税品の場合で、事後確認又は他開通知用を必要とするもの	(注 1)	(注 2)			1 ~ 3
減免税品の場合で保税部門に通知を必要とするもの	(注 1)	(注 2)		(注 1)	0 ~ 3
上記 ~ 以外のもの	(注 1)				1 又はなし

(注 1) 区分 1 (簡易審査扱い) の場合は不要

(注 2) 関税率表 1 品目に対する関税額又は内国消費税額について 100 万円以上の税額を軽減し、又は免除する場合

なお、石油石炭税法(昭和 53 年法律第 25 号)第 15 条(石油石炭税の特例納付)の規定に係る輸入申告の場合は、納税地税関送付用を 1 部追加する。

関税法その他関税等に関する法令の規定により、輸入申告に際して税関に提出すべきものとされている関係者類等(原産地証明書、免税等関係書類、他法令による許可・承認書等)

なお、審査区分が検査場検査扱い(区分 4)となった場合は、この節 1 5(検査の指定)のに規定する「検査指定票(申告書用)」及び「検査指定票(運搬用)」を併せて提出させる。

(検査等の指定)

- 1 5 通関担当部門又は前記 1 2(輸入申告)の規定により行われた輸入申告に係る貨物の検査を行う検査担当部門(以下この節及び第 2 節において「検査担当部門」という。)は、審査区分が検査扱い(区分 3、区分 4 又は区分 9)となった輸入申告については、現場検査、検査場検査、見本検査(他法令の該非の確認、関税分類、知的財産侵害物品の認定等輸入貨物についての適正な審査を行うための見本確認(従来、通関担当部門が行っていた貨物の見本検査のことをいう。)をいう。以下この項において同じ。)(貨物確認(他法令の該非の確認、関税分類、知的財産侵害物品の認定等輸入貨物についての適正な審査を行うため、従来、通関担当部門が行っていた貨物の検査のことをいう。)を含む。以下この項及びこの節 1 7において同じ。)のいずれかに指定するものとする。現場検査に指定したものについては、航空システムを通じてその旨が通関業者等に通知される。また、検査場検査又は見本検査に指定したものについては、「検査指定情報(運搬用)(輸入)」が通関業者等に配信されるので、これを「検査指定票(申

告書用)」（別紙様式N 341号）及び「検査指定票（運搬用）」（別紙様式N 342号）として出力させ、当該通関業者等に検査指定貨物についてその蔵置場所と税関検査場間の運搬等を行わせるものとする。

なお、倉主等には「検査貨物搬送指示情報（輸入）」が配信されるので、当該倉主等は、必要に応じ「検査貨物搬送指示書（別紙様式N 345号）」として出力することができる。

（輸入申告の訂正）

- 1 6 輸入申告の後、当該申告に係る輸入許可までの間（ただし、関税等の税額変更を伴う事項を訂正する場合は、訂正前における関税等の納付（口座振替納付にあっては、口座ファイルからの引落し）までの間）に、関税法第7条の14第2項（補正による修正申告）又は同法第7条の16第4項ただし書（是正による更正）の規定に基づき申告内容を訂正する場合、その他当該申告内容に誤りがあったため訂正する場合は、あらかじめ通関業者等から通関担当部門に対し訂正についての申し出を行わせた後、次により取り扱うものとする。ただし、輸入者コード、通関予定蔵置場コード（同一官署内の場合を除く。等は訂正できないので、これらの事項を訂正する場合には、輸入申告を撤回の上、再申告させるものとする。

通関業者等に、当初輸入申告時の内容呼び出して、訂正を必要とする事項について上書きして入力することにより輸入申告変更事項の登録を行わせ、その内容を確認の上、輸入申告変更の登録を行わせるものとする。ただし、通関業者が訂正を行う場合には、通関士が訂正内容を審査の上、当該通関士の利用者コード及びパスワードを入力して登録を行わせなければならないので、留意する。

上記の変更登録がシステム処理の結果受理されたときは、通関業者等に変更後の情報に基づく「輸入申告内容変更控情報」が配信される。

上記により通関業者等に「輸入申告内容変更控情報」が配信された場合は、当該内容変更控情報を「輸入申告変更控」（別紙様式N 135号）として出力させ、当該内容変更控及び当初の輸入申告に係る輸入申告控（再訂正のときは直前の訂正登録分まで）並びに納付書（当初輸入申告（再訂正のときは直前の訂正登録）の際納税方式として直納方式を選択したため、「納付書」が出力されているときに限る。）を直ちに通関担当部門に提出させるものとする。

（審査終了の登録）

- 1 7 通関担当部門は、審査区分が書類審査扱い（区分2）又は検査扱い（区分3、区分4又は区分9）の輸入申告の審査及びその申告に係る貨物についての必要な検査を終了した場合は、「輸入申告控」の「審査印」欄に審査印を押印し、審査（検査）が終了した旨を航空システムに登録するものとする。

なお、あらかじめ通関担当部門から依頼を受けている場合は検査担当部門が審査（検査）が終了した旨を海上システムに登録するものとする。

## 第1節の2 少額関税無税貨物の輸入申告

(少額関税無税貨物の簡易通関扱い)

1の2 1 輸入(納税)申告書の品名欄における課税価格(統計品目表の細目番号に対応する価格をいう。)が20万円以下の貨物(ただし、次に掲げる から までのいずれかに該当するものを除く。以下「少額関税無税貨物」という。)については、この節1の2 2(少額関税無税貨物の簡易通関扱いをする貨物の輸入申告事項の登録)及びこの節1の2 3(少額関税無税貨物の簡易通関扱いをする貨物の輸入申告等)の定めるところにより、少額関税無税貨物の簡易通関扱いをする。ただし、輸入申告をする者がこの取扱いによることを希望しない場合にはこの限りでない。

関税法(昭和29年法律第61号)第70条第1項又は第2項(証明又は確認)の規定により他法令の証明又は確認が必要となるもの

関税定率法(明治43年法律第54号)(以下「定率法」という。) 関税暫定措置法(昭和35年法律第36号)(以下「暫定法」という。)又は関税法第3条(課税物件)ただし書の規定により関税が課されるもの

定率法若しくは暫定法又は輸入品に対する内国消費税の徴収等に関する法律(昭和30年法律第37号)(以下「輪徴法」という。)の規定により関税又は内国消費税が免除、軽減又は払戻しされるもの(ただし、定率法第14条第18号(少額貨物の無条件免税)及び輪徴法第13条第1項第1号(定率法第14条第18号に係る部分に限る。)の規定により免除されるものを除く。)

定率法第9条の2(関税割当制度)、暫定法第8条の5第2項(関税割当制度の準用)及び同法第8条の6((経済連携協定に基づく関税割当制度等))の規定により関税割当制度の対象となるもの

定率法別表又は暫定法別表1に定められる軽減税率(定率法第20条の2第1項(軽減税率適用貨物の用途外使用の制限等)又は暫定法第9条(軽減税率等の適用手続)に規定する軽減税率をいう。)が適用されるもの

暫定法第8条の2(特惠関税等)の規定により特惠関税が適用されるもの

消費税法(昭和63年法律第108号)第6条第2項(非課税)の曳走により消費税が非課税となるもの

内国消費税(消費税を除く。)が課されるもの

(少額関税無税貨物の簡易通関扱いをする貨物の輸入申告事項の登録)

1の2 2 前項の規定により少額関税無税貨物の簡易通関扱いをする貨物について、輸入申告を行う者又はその代理人である通関業者(以下この節において「通関業者等」という。)が航空システムを使用して輸入申告を行う場合は、当該申告に先立ち輸入者、仕出入の氏名又は名称、関税率表の適用上の番号(6桁)、品名等の必要事項を航空システムに入力させ、輸入申告事項の登録を行わせるものとする。

なお、この入力に当たっては、前節1 1(輸入申告事項の登録)なお書の規定を準

用する。

(少額関税無税貨物の簡易通関扱いをする貨物の輸入申告等)

- 1 の 2 3 前項の規定により輸入申告事項の登録を行った貨物に係る輸入申告、審査ト分遣定及び関係情報の配信等、輸入申告時の輸入申告控等の提出、検査の指定、韓人申告の訂正、審査終了の登録については、前節 1 2 から 1 7 までの規定に準じて行わせ、又は行うものとする。

## 第 2 節 輸入(引取)申告

(輸入(引取)申告事項の登録)

- 2 1 輸入(引取)申告を行う者又はその代理人である通関業者(法第 7 条の 2 第 1 項に規定する特例委託輸入者に係る貨物である場合には同項に規定する認定通関業者に限る。以下この節において同じ。)(以下この節において「通関業者等」という。)が航空システムを使用して輸入(引取)申告を行う場合は、当該輸入(引取)申告に先立ち申告者名、数量、価格等の必要事項を航空システムに入力し、輸入(引取)申告事項の登録を行わせるものとする。

なお、下記の規定により輸入申告書に付記を行うこととされている場合は、記事欄に「DAI RAN : TEIRITSUHOU (又は ZANTEIHOU) - TEKIYOU YOTEI」と入力する。

関税定率法施行令第 3 条第 2 項(同令第 3 条の 4 において準用する場合を含む。)

関税定率法施行令第 5 条の 2 第 2 項

関税定率法施行令第 13 条の 4

関税定率法施行令第 16 条第 3 項

関税定率法施行令第 16 条の 5 第 2 項

関税定率法施行令第 34 条第 2 項

関税暫定措置法施行令第 23 条第 4 項

(輸入(引取)申告)

- 2 2 通関業者等が航空システムを使用して輸入(引取)申告を行う場合は、前項の規定により登録された輸入(引取)申告事項について通関業者等に出力される応答画面の内容を確認して送信することにより、又は事前に行われた輸入(引取)申告事項登録を利用して、これに利用者コード、業務コード及び輸入(引取)申告番号を入力し、送信することにより、行うものとする。ただし、いずれの場合であっても、通関業者が輸入(引取)申告を行う場合には、あらかじめ通関士が応答画面又は入力控等により申告内容を審査の上、当該通関士の利用者コード及びパスワードを入力して輸入(引取)申告を行わなければならないので、留意する。

なお、輸入(引取)申告事項登録済みのものについては、税関官署の翌開庁時に自動的に輸入(引取)申告を行うことができるものとする。

(審査区分選定及び関係情報の配信)

2 3 航空システムにおいては、前項の輸入（引取）申告が行われた場合において、当該輸入（引取）申告について審査区分の選定等の処理が行われ、通関業者等に次に定める情報が配信される。

審査区分が簡易審査扱い（区分 1）となった輸入（引取）申告については、輸入（引取）申告後直ちに輸入（引取）許可となり、通関業者等に「輸入（引取）許可通知情報」が配信される。

審査区分が書類審査扱い（区分 2）又は検査扱い（区分 3、区分 4 又は区分 9）となった輸入（引取）申告については、通関業者等に「輸入（引取）申告控情報」が配信される。

（輸入（引取）申告控等の提出）

2 4 前項の規定により通関業者等に「輸入（引取）申告控情報」が配信されたときは、審査区分が簡易審査扱い（区分 1）となった輸入（引取）申告については、当該配信された情報の輸入（引取）申告に係る関係書類等に輸入（引取）申告番号等を付記して、審査区分が書類審査扱い（区分 2）又は検査扱い（区分 3、区分 4 又は区分 9）となった輸入（引取）申告については、当該輸入（引取）申告控情報を必要に応じて「輸入（引取）申告控」（別紙様式 N 136 号）として出力し、次に定めるところにより、関係書類等を添付して、輸入（引取）申告を行った税関官署の通関担当部門に提出するものとする。

提出期限

輸入（引取）申告の日から 3 日以内（期間の末日が行政機関の休日に当たるときは、同日の翌日までとする。）

提出書類

提出を要する書類は、次表の区分に応じた書類とする。

区 分	輸入（引取）申告控	仕入書	関税法以外の法令の規定により輸入（引取）申告の際に税関に提出すべきものとされている書類
簡易審査扱い（区分 1）の場合（関税法基本通達 67 3 4（輸入申告書の添付書類）の又は に規定する書類の提出が必要となる場合に限る。）	（注）	（注）	
書類審査扱い（区分 2）又は検査扱い（区分 3、区分 4 又は区分 9）の場合			



なお、法令の規定により税関長の承認を受けたときに内国消費税を免除することとされている貨物について、免除を受けるための申請書は輸入（引取）申告を行う前に提出を求めるものとし、また、表中（注）については、特例委託輸入者の場合に提出を求めるものとする。

（検査等の指定）

- 2 5 通関担当部門又は検査担当部門は、審査区分が検査扱い（区分 3、区分 4 又は区分 9）となった輸入申告については、現場検査、検査場検査、見本検査（他法令の該非の確認、関税分類、知的財産侵害物品の認定等輸入貨物についての適正な審査を行うための見本確認（従来、通関担当部門が行っていた貨物の見本検査のことをいう。）をいう。以下この項において同じ。）（貨物確認（他法令の該非の確認、関税分類、知的財産侵害物品の認定等輸入貨物についての適正な審査を行うため、従来、通関担当部門が行っていた貨物の検査のことをいう。）を含む。以下この項及びこの節 2 7 において同じ。）のいずれかに指定するものとする。現場検査に指定したものについては、航空システムを通じてその旨が通関業者等に通知される。また、検査場検査又は見本検査に指定したものについては、「検査指定情報（運搬用）（輸入）」が通関業者等に配信されるので、これを「検査指定票（申告書用）」（別紙様式 N 341 号）及び「検査指定票（運搬用）」（別紙様式 N 342 号）として出力させ、当該通関業者等に検査指定貨物についてその蔵置場所と税関検査場間の運搬等を行わせるものとする。

なお、倉主等には「検査貨物搬送指示情報（輸入）」が配信されるので、当該倉主等は、必要に応じ「検査貨物搬送指示書（別紙様式 N 345 号）」として出力することができる。

（輸入（引取）申告の訂正）

- 2 6 輸入（引取）申告の後、当該申告に係る輸入（引取）許可までの間に申告内容に誤りがあつたため訂正する場合の手続については、あらかじめ通関業者等から通関担当部門に対し訂正についての申し出を行わせた後、次により取り扱うものとする。ただし、輸入者コード、通関予定蔵置場コード（同一官署内の場合を除く。）及び申告官署コード等は訂正できないので、これらの事項を訂正する場合には、輸入（引取）申告を撤回の上、再申告させるものとする。

通関業者等に、当初輸入（引取）申告時の内容呼び出して、訂正を必要とする事項について上書きして入力することにより輸入（引取）申告内容変更事項の登録を行わせ、その内容を確認の上、輸入（引取）申告内容変更の登録を行わせるものとする。ただし、通関業者が訂正を行う場合には、通関士が訂正内容を審査の上、当該通関士の利用者コード及びパスワードを入力して行わせなければならないので、留意する。

上記 の変更登録がシステム処理の結果受理されたときは、通関業者等に変更後の情報に基づく「輸入（引取）申告変更控情報」が配信される。

上記により通関業者等に「輸入（引取）申告内容変更控情報」が配信された場合は、当該変更控情報を「輸入（引取）申告内容変更控」（別紙様式 N 137 号）として出力させ、当該内容変更控及び当初の輸入（引取）申告に係る輸入（引取）申告控（再訂正のときは直前の訂正登録分まで）を直ちに通関担当部門に提出させるものとする。

（審査終了の登録）

- 2 7 通関担当部門は、審査区分が書類審査扱い（区分 2）又は検査扱い（区分 3、区分 4 又は区分 9）の輸入（引取）申告の審査及びその申告に係る貨物についての必要な検査を終了した場合は、「輸入（引取）申告控」の「審査印」欄に審査印を押印し、審査（検査）が終了した旨を航空システムに登録するものとする。なお、あらかじめ通関担当部門から依頼を受けている場合は検査担当部門が審査（検査）が終了した旨を海上システムに登録するものとする。

### 第 3 節 特例申告

（特例申告事項の登録）

- 3 1 特例申告を行う者又はその代理人である通関業者（法第 7 条の 2 第 1 項に規定する特例委託輸入者に係る貨物である場合には同項に規定する認定通関業者に限る。以下この節において同じ。（以下この節において「通関業者等」という。）が航空システムを使用して特例申告を行う場合は、当該特例申告に先立ち申告者名、数量、価格等の必要事項を航空システムに入力し、特例申告事項の登録を行うものとする。

なお、輸入（引取）許可後に自動的に特例申告を行う場合には、輸入（引取）申告事項の登録時に特例申告事項の登録を併せて行うものとする。

（特例申告）

- 3 2 通関業者等が航空システムを使用して特例申告を行う場合は、前項の規定により登録された特例申告事項について通関業者等に出力される応答画面の内容を確認して送信することにより、又は事前に行われた特例申告事項登録を利用して、これに利用者コード、業務コード及び輸入（引取）申告番号を入力し、送信することにより、行わせるものとする。なお、この入力に当たっては、この章第 1 節 1 1（輸入申告事項の登録）なお書の規定を準用する。

また、この場合において、関税等の納付は、次により行わせるものとする。

口座振替方式の場合は、銀行に「納付書情報（口座）」が配信されるので、これを「納付書」（別紙様式 N 172 号）として出力させ、「口座振替を行わせるものとする。なお、口座残高が不足しているときは、海上システムを通じてその旨が通関業者等に通知される。

直納方式（特例申告納期限延長方式が適用される場合を除く。）の場合は、通関業者等に「納付書情報（直納）」が配信されるので、これを「納付書」（別紙様式 N 171 号）として出力させ、関税等の納付を行わせるものとする。

MPN 利用方式（特例申告納期限延長方式が適用される場合を除く。）の場合は、通関業者等に「納付番号通知情報」が配信されるので、納税義務者等に当該情報を用いてMPN 利用方式により関税等の納付を行わせるものとする。

また、特例申告に当たっては、この章第 1 節 1 2（輸入申告）ただし書の規定を準用する。

なお、輸入（引取）申告事項の登録時に特例申告事項の登録を併せて行うことにより、当該輸入（引取）許可後に自動的に特例申告を行うことができるものとする。

（期限内特例申告の訂正）

- 3 3 航空システムを使用して行われた期限内特例申告（提出期限内に申告された特例申告をいう。）の事項について、提出期限までに訂正しようとする特例輸入者（法第 7 条の 2 第 1 項（申告の特例）に規定する特例輸入者をいう。）がある場合には、訂正後の事項を記載した特例申告書（書面）を提出することにより、既に行った期限内特例申告との差替えを認めて差し支えない。

（特例申告納期限延長の申請）

- 3 4 特例申告に係る関税等の納期限の延長（以下「特例申告納期限延長」という。）の申請を航空システムにおいて行う場合は、この節 3 1（特例申告事項の登録）の規定による特例申告事項の登録に併せて必要な事項の登録を行わせ、特例申告と併せて行わせるものとする。

（関係情報の配信）

- 3 5 航空システムを使用して特例申告が行われた場合は、通関業者等に「特例申告控情報」又は「特例申告控（内国消費税等課税標準数量等申告控兼用）（納期限延長申請控兼用）情報」が配信される。

（特例申告控等の提出）

- 3 6 特例申告の際に提出させる書類は、次に定める書類とし、それぞれ 1 部を特例申告の日から 3 日以内（期間の末日が行政機関の休日に当たるときは、同日の翌日までとする。）に特例申告を行った税関官署の通関担当部門に提出させるものとする。

前項の規定により通関業者等に「特例申告控情報」又は「特例申告控（納期限延長申請控兼用）情報」が配信されたときに、当該情報を出力した「特例申告控（内国消費税等課税標準数量等申告控兼用）」（別紙様式 N 139 号）又は「特例申告控（内国消費税等課税標準数量等申告控兼用）（納期限延長申請控兼用）」（別紙様式 N 139 号）（以下「特例申告控等」という。）（ただし、次に掲げる場合に限る。）

会計検査院に提出を要する次の場合

- イ 有税品の場合で、関税率表 1 品目に対する関税額又は内国消費税額が 3(株)万円（長崎税関、函館税関及び沖縄地区税関においては 200 万円）以上のもの
- ロ 関税率表 1 品目に対する関税額又は内国消費税額について 100 万以上の税額を軽減し、又は免除するもの

(注) 会計検査院用として特例申告控の提出を要する場合は、税関控として 1 部を加える。

石油石炭税法第 15 条に係る特例申告の場合(納税地税関送付用)

関税法その他関税に関する法令の規定により、特例申告に際して税関に提出すべきものとされている書類

なお、会計検査院に提出を要する場合には、当該書類を 1 部追加して、特例申告控等に添付させるものとする。

#### 第 4 節 マニフェスト等による輸入申告

(マニフェスト等による輸入申告の登録)

- 4 1 輸入申告について、関税法基本通達 67 4 6(マニフェスト等による輸入申告)及び 67 4 7(マニフェスト等による申告手続)に規定するマニフェスト等による輸入申告を行う者又はその代理人である通関業者(以下この節において「通関業者等という。’)が航空システムを使用してマニフェスト等による輸入申告を行う場合は、輸入者名、数量、価格、積載機名、混載貨物運送状(House Air Waybill)の番号等の必要事項を航空システムに入力させ、当該輸入申告に先立ち輸入申告事項の登録を行わせるものとする。ただし、いずれの場合においても通関業者が輸入申告を行う場合には、あらかじめ通関士が応答画面又は入力控等により申告内容を審査したとて、当該通関士の利用者コード及びパスワードを入力して輸入申告を行わせなければならないので、留意する。

(審査区分選定及び関係情報の配信)

- 4 2 マニフェスト等による輸入申告が航空システムにより処理されたときは、航空システムにおいて、当該申告について審査区分の選定処理等が行われるとともに、通関業者等に対し、「輸入マニフェスト通関申告控情報」(簡易審査扱い(区分 1)の場合は「輸入許可通知情報兼輸入マニフェスト通関申告捷情報」)が配信される。

(輸入申告控等の提出)

- 4 3 前項の規定により通関業者等に「輸入マニフェスト通関申告控情報」が配信されたときは、当該申告控情報を「輸入マニフェスト通関申告控」(別紙様式 N 152 号)として出力させ、マニフェスト等による輸入申告の日から 3 日以内(期間の末日が行政機関の休日に当たるときは、その休日の翌日までとする。)に、当該申告を行った税関官署の通関担当部門に提出させるものとする。ただし、簡易審査扱い(区分 1)及び書類審査扱い(区分 2)となった申告にあつては、当該申告控の提出を省略させて差し支えないものとする。

なお、審査区分が検査場検査扱い(区分 4)となった場合は、この章第 1 節 1 5(検査の指定)の に規定する「検査指定票(申告書用)」及び「検査指定票(運搬用)」を併せて提出させる。

(検査の指定)

- 4 4 マニフェスト等による輸入申告の審査区分が検査扱い（区分 3、区分 4 又は区分 9）となった場合の取扱いについては、この章第 1 節 1 5（検査の指定）の規定を準用する。

（輸入申告の訂正）

- 4 5 マニフェスト等による輸入申告の後、当該申告に係る輸入許可までの間に申告内容を訂正する場合の取扱いについては、この章第 1 節 1 6（輸入申告の訂正）の規定を準用する。

（審査終了の登録）

- 4 6 マニフェスト等による輸入申告の審査終了の登録については、この章第 1 節 1 7（審査終了の登録）の規定を準用する。

#### 第 5 節 蔵入・移入・総保入承認申請及び展示等申告

（蔵入等承認申請等の申請事項又は申告事項の登録）

- 5 1 蔵入承認申請、移入承認申請若しくは総保入承認申請又は展示等申告（これらの申請又は申告に併せて行う保税運送申告を含む。）（以下「蔵入等承認申請等」という。）を行う者又はその代理人である通関業者（以下この節において「通関業者等」という。）が航賀システムを使用して蔵入等承認申請等を行う場合は、これに先立ち申請者、数量、価格等の必要事項を航空システムに入力させ、蔵入等承認申請等の申請事項又は申告事項の登録を行わせるものとする。

（蔵入等承認申請等）

- 5 2 通関業者等が航空システムを使用して蔵入等承認申請等を行う場合は、前項の規定により登録された申請事項について通関業者等に拙力される応答画面の内容を確認して送信させることにより、又は事前に行われた前項の規定による申請事項登録を利用して、これに利用者コード、業務コード及び蔵入等承認申請等番号等を入力し、送信することにより行わせるものとする。

なお、蔵入等承認申請等（関税法第 2 条第 1 項第 10 号（機用品の定義）に規定する機用品について蔵入承認申請を行う場合（以下この節において「機用品蔵入承認申請」という。）を除く。）に当たっては、この章第 1 節 1 2（輸入申告）ただし書及びなお書の規定を準用する。

（審査区分選定及び関係情報の配信）

- 5 3 蔵入等承認申請等が航空システムにより受理されたときは、当該蔵入等承認申請等について審査区分の選定等の処理が行われるとともに、通関業者等に次に定める情報が配信される。

審査区分が簡易審査扱い（区分 1）となった蔵入等承認申請等については、蔵入等承認申請等後直ちに承認が行われ、通関業者等に「蔵入承認通知情報」（機用品蔵入承認申請の場合は「機用品蔵入承認通知情報（保税運送承認通知情報兼用）兼申告控情報」）、「移入承認通知情報」若しくは「総保入承認通知情報」又は「展示等承認

通知情報」(以下「蔵入等承認通知情報」という。)が配信される。

審査区分が書類審査扱い(区分2)又は検査扱い(区分3、区分4又は区分9)となった蔵入等承認申請等については、「蔵入承認申請控情報」(機用品蔵入承認申請の場合は「機用品蔵入承認通知情報兼申請控情報」又は「機用品蔵入承認申請控情報」)、「移入承認申請控情報」又は「総保入承認申請控情報」(以下「蔵入等承認申請等控情報」という。)が配信される。

(蔵入等承認申請等控の提出)

- 5 4 前項の規定により通関業者等に「蔵入等承認申請等控情報」(審査区分が簡易審査扱い(区分1)の場合は、「蔵入等承認通知情報」)が配信されたときは、審査区分が簡易審査扱い(区分1)となった蔵入等承認申請等については、当該配信された情報の蔵入等承認申請等に係る関係書類等に蔵入等承認申請等の申請番号等を付記して、審査区分が書類審査扱い(区分2)又は検査扱い(区分3、区分4又は区分9)となった蔵入等承認申請等については、当該申請控情報を「蔵入等承認申請等控」として出力させ、関係書類等を添付して、この章第1節1 4(輸入申告時の輸入申告等控の提出)の規定に準じて、これを蔵入等承認申請等を行った税関官署の通関担当部門に提出させるものとする。

(検査の指定)

- 5 5 蔵入等承認申請等の審査区分が検査扱い(区分3、区分4又は区分9)となった場合の取扱いについては、この章第1節1 5(検査の指定)の規定を準用する。

(蔵入等承認申請等の訂正)

- 5 6 蔵入等承認申請等の後、当該蔵入等承認申請等に係る承認までの間に申請内容又は申告内容に誤りがあったため訂正する場合の手続については、この章第1節1 6(輸入申告の訂正)の規定を準用する。

(審査終了の登録)

- 5 7 蔵入等承認申請等の審査終了の登録については、この章第1節1 7(審査終了の登録)の規定を準用する。この場合において、展示等申告に係る蔵入等承認申請等については、展示等を行おうとする貨物が保税展示場への搬入が認められない貨物である場合には、当該蔵入等承認申請等を不承認とする旨の登録を行うものとする。

#### 第6節 予備審査制による申告・申請

(予備申告事項又は予備申請事項の登録)

- 6 1 輸入申告、輸入(引取)申告又は蔵入・移入・総保入承認申請(以下「輸入申告等」という。)について、「予備審査制について」(平成12年3月31日蔵関第251号)に定める予備申告又は予備申請(以下「予備申告等」という。)を行う者又はその代理人である通関業者(以下この節において「通関業者等」という。)が航空システムを使用して予備申告等を行う場合は、当該予備申告等に先立ちそれぞれこの章第1節1 1(輸入申告事項の登録)第1節の2の1の2 2(少額関税無税貨物の簡易通関扱いをす

る貨物の輸入申告事項の登録) 第2節2 1(輸入(引取)申告事項の登録)又は第5節5 1(蔵入・移入・総保入承認申請事項の登録)の規定に準じて予備申告等に係る事項の登録を行わせるものとする。

なお、他法令による許可、承認等が必要な場合であって、予備申告等の時点ではこれが未取得のときには、他法令コード欄に当該必要とされる他法令のコードを入力させるものとする。

(予備申告等)

- 6 2 予備申告等は、前項の規定により予備申告等に係る事項の登録を行った後に、所定の欄に輸入申告等の予定日及び予備申告等である旨の申告条件コード「T」又は「Z」(当該コードの選択は、下記(注)欄の「予備申告等の申告条件コード区分」に従うものとする。)を入力の上、この章第1節1 2(輸入申告) 第2節2 2(輸入(引取)申告)又は第5節5 2(蔵(移・総保)入承認申請)の規定に準じて予備申告等の登録をすることにより行うものとする。

(注)「予備申告等の申告条件コード区分」

申告条件コード「T」は、予備申告後、貨物の搬入を確認した後に通関業者等が輸入申告等の入力を行う場合に選択するコード

申告条件コード「Z」は、予備申告後、貨物が搬入されたとき(当該時刻が税関官署の開庁時間外の場合は翌開庁時刻)に通関業者等が自動的に輸入申告等の処理が行われることを希望し、かつ、その時まで輸入申告等の要件が襲う場合に選択するコード

(予備申告等の受理)

- 6 3 予備申告等が航空システムにより受理されたときには、通関業者等に予備申告等である旨のコードが記録された「輸入申告控情報」、「輸入(引取)申告控情報」又は「蔵入・移入・総保入承認申請控情報」(以下この節において「予備申告控等情報」という。)が配信される。

(審査区分)

- 6 4 予備申告等の審査区分は、簡易審査扱い(区分1)、書類審査扱い(区分2)又は検査扱い(区分3、区分4又は区分9)に区分される。

なお、審査区分が簡易審査扱い(区分1)の場合であっても、輸入申告等が行われる前なので、輸入許可、輸入許可前貨物引取承認又は蔵入・移入・総保入承認は保留される。

(予備申告控等の提出)

- 6 5 予備申告等の審査区分が、書類審査扱い(区分2)又は検査扱い(区分3、区分4又は区分9)となった場合は、予備審査を受けるため、通関業者等に「予備申告控等情報」を「輸入申告控」、「輸入(引取)申告控」又は「蔵入・移入・総保入承認申請控」(以下「予備申告控等」という。)として出力させ、当該申告等掛こ仕入書等の必要書類を

添付して、予備申告等を行った税関官署の通関担当部門（以下この節において「通関担当部門」という。）に提出させるものとする。

なお、提出部数については、この章第 1 節 1 4（輸入申告控等の提出）、第 2 節 2 4（輸入（引取）申告控等の提出）又は第 5 節 5 4（蔵入・移入・総保入承認申請控等の提出）の規定に準じるものとする。

（予備申告等の訂正）

- 6 6 予備申告等の訂正は、通関業者等にこの章第 1 節 1 6（輸入申告の訂正）（第 2 節 2 6（輸入（引取）申告の訂正）及び第 5 節 5 6（蔵入・移入・総保入承認申請の訂正）において準用する場合を含む。）の規定に準じて予備申告等の変更登録をさせることにより、行わせるものとする。

なお、予備申告等の訂正を行った場合には、通関業者等に、訂正後の「予備申告変更控等」（審査区分が簡易審査扱い（区分 1）となった予備申告等について、予備申告等の訂正を行ったこと等により、審査区分が変更された場合を含む。）及び必要書類を通関担当部門に提出させるものとする。

（審査終了の登録）

- 6 7 通関担当部門は、予備申告等の審査区分が書類審査扱い（区分 2）となったものについて、輸入申告等が行われる前に審査が終了した場合には、審査が終了したことを再確認した後、審査終了の登録を行うものとする。

（検査の通知）

- 6 8 予備申告等がなされた貨物に対する検査の通知は、この章第 1 節 1 5（検査の指定）（第 2 節 2 5（検査の指定）及び第 5 節 5 5（検査の指定）において準用する場合を含む。）の規定に準じて行うものとする。

（輸入申告等）

- 6 9 申告条件コードが「T」の予備申告等に係る輸入申告等は、所定の欄に予備申告等に係る蔵入申告等である旨の申告条件コード「H」を人力の上、この章第 1 節 1 2（輸入申告）第 2 節 2 2（輸入（引取）申告）又は第 5 節 5 2（蔵（移・総保）入承認申請）の租定に準じて行わせるものとする。

なお、申告条件コードが「Z」の予備申告等に係る輸入申告等は、倉主等の搬入確認が行われたときに輸入申告等が行われる。

（関係書類の提出）

- 6 10 前項の規定により輸入申告等を行ったときは、「輸入申告控」、「輸入（引取）申告控」又は「蔵入・移入・総保入承認申請控」（以下この項において「輸入申告控等」という。）に仕入書等の必要書類を添付させ、この章第 1 節 1 4（輸入申告控等の提出）第 2 節 2 4（輸入（引取）申告控等の提出）又は第 5 節 5 4（蔵入・移入・総保入承認申請控等の提出）の規定に準じてこれを提出させるものとする。ただし、審査区分が書類審査扱い（区分 2）又は検査扱い（区分 3）となった輸入申告等については、こ



の節 6 5 ( 予備申告控等の提出 ) 又は 6 6 ( 予備申告等の訂正 ) の規定により「予備申告控等」を既に提出した場合であって、当該提出後に予備申告等の訂正を行わなかった場合には、「輸入申告控等」の提出は要しないものとし、当該「予備申告控等」を「輸入申告控等」として取扱うものとする。

( マニフェスト等による予備申告 )

- 6 11 通関業者等が航空システムを使用してこの章第 4 節に規定するマニフェスト等による輸入申告について予備申告を行う場合は、この節の規定を準用する。この場合において、予備申告等である旨の申告条件コードはこの節 6 2 に規定する申告条件コード「Z」を入力するほか、「航空貨物通関情報処理システムを利用した航空貨物の到着即時輸入申告扱いについて」(平成 8 年 4 月 17 日蔵関第 336 号)に租定する到着即時輸入申告扱いを利用し、貨物が到着する税関空港を管轄する税関官署において当該申告の本申告を行う場合には、申告条件コード「U」を入力する。また、予備申告控の提出については、この章第 4 節 4 3 ( 輸入申告控等の提出 ) に準ずるものとする。

#### 第 7 節 修正申告

( 修正申告事項の登録 )

- 7 1 修正申告を行う者 ( 以下この節において「通関業者等」という。 ) が航空システムを使用して修正申告を行う場合は、当該申告に先立ち申告者名等の必要事項を航空システムに入力させて修正申告事項の登録を行わせるものとし、受理されたときは、通関業者等に「修正申告入力控情報」が配信される。この入力に当たっては、この章第 1 節 1 1 ( 輸入申告事項の登録 ) なお書の規定を準用する。

なお、特例申告に係る指定貨物にあつては、特例申告書 ( 法第 7 条の 2 第 1 項 ( 申告の特例 ) に規定する特例申告書をいう。 ) の提出期限後に行わせるものとする。

( 修正申告入力控の提出及び修正申告 )

- 7 2 通関業者等が航空システムを使用して修正申告を行う場合は、前項の規定により配信された「修正申告入力控情報」を「修正申告入力控」(別紙様式 N 133 号)として出力させ、次表に掲げる部数に当該修正申告に係る「輸入申告控」、「輸入許可通知書」又は輸入申告書等の必要書類を添付して、修正申告を行う税関官署の通関担当部門に提出し、税関の確認を得た後、税関官署の開庁時間内に修正申告を行うものとする。

なお、修正申告に当たっては、この章第 1 節 1 2 ( 輸入申告 ) ただし書の規定を準用する。

区 分	税関控	会計検査 院用	統 計 資料用	合 計 部 数
-----	-----	------------	------------	------------

当初申告において、関税率表 1 品目に対する税額が 300 万円（長崎税関、函館税関及び沖縄地区税関においては 200 万円）以上のもの				3
当初申告において、関税率表 1 品目に対する関税額又は内国消費税額について 100 万円以上の税額を軽減し、又は免除したものの				3
修正申告の結果、上記 又は の額に達したものの				3
上記以外のもの				2

（関係情報の配信及び出力等）

- 7 3 修正申告が航空システムにより受理されたときは、通関業者等に「修正申告控情報」が配信される。また、この場合において、関税等の納付は、次により行わせるものとする。

口座振替方式の場合は、銀行に「納付書情報（口座）」が配信されるので、これを「納付書」（別紙様式 N 172 号）として出力させ、口座振替を行わせるものとする。なお、口座残高が不足しているときは、航空システムを通じてその旨が通関業者等に通知される。

直納方式の場合は、通関業者等に「納付書情報（直納）」が配信されるので、これを「納付書」（別紙様式 N 171 号）として出力させ、関税等の納付を行わせるものとする。

MPN 利用方式の場合は、通関業者等に「納付番号通知情報」が配信されるので、納税義務者等に当該情報を用いて MPN 利用方式により関税等の納付を行わせるものとする。

（修正申告控等の提出）

- 7 4 この節 7 2 の「修正申告入力控」の税関の確認後、修正申告までの間に当該修正申告に係る内容の変更があった場合には、前項の規定により通関業者等に配信された「修正申告控情報」を「関税修正申告控（内国消費税等修正申告控兼用）」（別紙様式 N 133 号）として出力させ、この節 7 2 の表に掲げる部数に当該修正申告に係る「輸入申告控」、「輸入許可通知書」又は輸入申告書等の必要書類を添付させて、修正申告の日から 3 日以内（期間の末日が行政機関の休日に当たるときは、堂日の翌日までとする。）に、修正申告を行った税関官署の通関担当部門に提出させるものとする。

## 第 8 節 収納関係

( 輸入許可前引取扱い貨物に係る税額等の通知 )

- 8 1 航空システムを使用して行う輸入許可前引取りの承認を受けた貨物に係る税額等の通知は、航空システムを通じて「輸入許可前引取承認貨物に係る関税納付通知書 ( 内国消費税等納付通知書兼川 )」( 別紙様式 N 325 号 ) により輸入許可前引取り承認を受けた者に通知する。

( 申告納税方式による関税等の納付の方法 )

- 8 2 航空システムを使用して行われる納税申告若しくは修正申告の納税の方法又は輸入許可前引取りの承認を蚤けた貨物に係る税額等の通知に基づく関税等の納付の方法は、次による。

□座振替方式を選択した場合

□座振替方式を選択して申告された場合は、航空システムで関税等の納付が確実であることが確認され、これにより関税等の税額の引落し処理が行われる。

なお、引落し処理は、原則として申告の都度行われるが、特例申告の場合には、当該特例申告に係る輸入許可された日の属する月 ( 以下「特定月」という。 ) の翌月 20 日 ( 以下「特定日」という。 ) までに特例申告された場合に限り、特定日までに申告された税額について、納期限日に一括して引落し処理を行う。

直納方式を選択した場合

即納又は個別延長方式を選択した場合航空システムにより出力される各税 ( 消費税及び地方消費税は、一の税とみなす。以下同じ。 ) ごとの「納付書」により日本銀行 ( 日本銀行歳入代理店を含む。以下同じ。 ) に関税等の税額を納付させる。

なお、「納付書」は原則として申告の都度出力されるが、特例申告に係る即納の場合には、特定日までに特例申告された場合に限り、当該特定日の翌日に、航空システムにより特定月分ごと一括して出力される各税ごとの納付書 ( 以下「一括納付書」という。 ) により納付させる。

包括納期限延長方式又は特例申告納期限延長方式を選択した場合

航空システムにより特定月分ごと一括して出力される「一括納付書」により日本銀行に関税等の税額を納付させる。

なお、書面による申告で包括納期限延長又は特例申告納期限延長を適用する場合は、航空システムに徴収決定済額を登録することにより、当該申告に係る納付税額が「一括納付書」に加算されることとなるので留意する。

MPN 利用方式を選択した場合

MPN 利用方式を選択した場合は、航空システムにより次の区分に応じて配信される「納付番号通知情報」により、航空システムと電気通信回線を通じて通信できるインタ ネットバンキング等の金融機関のチャネルから、納付情報 ( 収納機関番号、納付番号及び確認番号 ) を入力し、関税等の税額を納付させる。

即納を選択した場合

航空システムにより当該納税申告に係る各税を一括して「納付番号通知情報」が配信される。

なお、「納付番号通知情報」は、鳩別として申告の都度配信されるが、特例申告に係る即納の場合には、当該特定日の翌日に、航空システムにより特定月分及び各税ごとに「納付番号通知情報」が配信される。

個別納期限延長方式を達郎した場合

航空システムにより申告番号及び納期限ごとの「納付番号通知情報」が配信される。

包括納期限延長方式又は特例申告納期限延長方式を選択した場合

航空システムにより特定月分及び各税ごとに一括して「納付番号通知情報」が配信される。

(納付情報の作成及び管理等)

- 8 3 書面による申告又は税関長の処分により納付すべき税額が確定した関税等について、税関手続オンライン化省令第7条第1項(事前届出)の規定によりMPN利用方式による納付を行いたい旨の届出があった場合には、収納担当部門は、当該関税等に係る徴収決定済額及びその税目、納税義務者名等の必要事項を航空システムに入力し登録する。これにより、納税義務者等は、MPN利用方式による納付ができることとなり、収納担当部門に当該納付に必要な納付情報(収納機関番号、納付番号及び確認番号)等からなる「納付番号通知情報」が配信されるので、これを出力して納税義務者又はその代理人に通知する。

(国税収納金整理資金徴収簿等の書式)

- 8 4 国税収納金整理資金事務取扱規則(昭和29年5月大蔵省令第39号。以下「整理資金規則」という。)第22条(国税収納金整理資金徴収簿等)に規定する国税収納金整理資金徴収簿(以下「資金徴収簿」という。)、国税収納金整理資金合計徴収簿(以下「合計徴収簿」という。)及び「特定地方税収納管理簿」(以下「収納管理簿」という。)の書式は、次のとおりとする。

「資金徴収簿」の書式は、別紙1の書式とする。

「合計徴収簿」の書式は、別紙2の書式とする。

「収納管理簿」の書式は、別紙3の書式とする。

(徴収決定済額及び収納済額の登記)

- 8 5 航空システム対象官署における整理資金規則第23条第1項(徴収決定済額の登記等)並びに第24条第1項及び第2項(収納済額の登記)に規定する徴収決定済額又は収納済額の登記は、登記に必要な事項を航空システムに記録することにより行う。

なお、口頭による納税の告知を行う場合における資金徴収簿及び収納管理簿は、関税法基本通達9の3 4(納税告知書第4片等の用途)によるので、留意する。

(輸入許可の通知)

- 8 6 航空システムを使用して行われる輸入申告に係る貨物について輸入を許可したときは、その旨を航空システムを通じて申告者に通知する。

(輸入許可前引取承認等の通知)

- 8 7 航空システムを使用して行われる輸入許可前貨物引取承認又は蔵入・移入・総保入承認申請について、その承認をしたときは、その旨を航空システムを通じて申請者に通知する。

#### 第9節 原本情報の訂正

(原本情報の訂正登録)

- 9 1 航空システムにより許可又は承認された輸入申告等について、修正申告(マニュアルによる修正申告に限る。)更正及び申告内容の訂正が行われた場合には、航空システムの原本情報の訂正登録を行うものとする。









番号

別紙様式 N102 号

NACCS 登録情報変更願

年 月 日

税関御中

提出者

住所

氏名又は名称

印

変更区分 (該当する番号を で 囲み、「5. その他」の 場合には、変更区分を 記載して下さい。)	1. ファイル変更    2. 仮陸揚届追加    3. 仮陸揚届取消 4. 保税運送承認事項の訂正・承認 5. その他 ( )	
項目	変更前	変更後
許可・承認事項		
AWB (HAB) 番号		
品名		
個数		
重量		
変更を必要とする事由		

(注) 氏名又は名称を記載し押印することに代えて、署名することができます。

輸入（納税）申告控（内国消費税等課税標準数量等申告控兼用）

代表税番	申告種別	区分	あて先税関	提出先 予備申告 [ ]	申告年月日 申告予定年月日	蔵置場所	申告番号 本申告 [ ]
輸入者 住所 電話						通関士コード	
代理人 輸出者名 住所 輸出の委託者							
AWB 番号 積載機名 取卸港			M A W B 番号 入港年月日 積出地			貨物個数 貨物重量	個
貿易形態別符号 貿易管理令 [ ] 関税法 70 条関係許可承認 共通管理番号 食品 植防 動検 他法令承認等番号	輸入承認証 [ ]	調査用符号 支払手段等 [ ]		仕入書価格 運賃 保険 通関金額 評価 補正			
				B P R 合計 仕入書番号 原産地証明 包括審査 書類確認（知財）[ ] 内容点検確認書 1 [ ] 2 [ ] 3 [ ]		計算方式 [ ]	
税科目		税額合計	欄数	納税額合計 担保額 口座 [ ] 直納 [ ] 納期限延長 [ ]		都道府県 BP 申請事由	[ ]
通貨レート						構成	枚 欄
記事 1						社内整理番号 利用者整理番号	
記事 2							
< 欄 > 統合先欄 品名 税表番号 申告価格（CIF）				品目番号 数量 数量 課税標準数量		単価確認 [ ]	
関税率 関税額 減免税額				特惠 [ ] 実績有 [ ] B P R 按分係数 B P R 金額 原産地		輸入令別表 運賃按分 [ ]	
減免法 定 [ ] 暫 [ ]		法 条 項 号	令 条 項 号	別表		コード	
- 内国消費税額等 課税標準額				種別 課税標準数量			
税率 税額 減免税額				減免税コード 輸徴法 [ ] 租特法 [ ] その他 [ ] 減免税条項 条 項 号			
- 内国消費税額等 課税標準額				種別 課税標準数量			
税率 税額 減免税額				減免税コード 輸徴法 [ ] 租特法 [ ] その他 [ ] 減免税条項 条 項 号			
[ 税関記入欄 ]				審査印		審査印	

## 輸入（納税）申告控（内国消費税等課税標準数量等申告控兼用）

代表税番	申告種別	区分	あて先税関	提出先	申告年月日	蔵置場所	申告番号
< 欄 > 統合先欄					品目番号	単価確認 [ ]	
品名					数量		
税表番号					数量		
申告価格（CIF）					課税標準数量		
関税率					特惠 [ ] 実績有 [ ]	輸入令別表	
関税額					BPR 按分係数		
減免税額					BPR 金額		
					原産地	運賃按分 [ ]	
減免法 定 [ ] 暫 [ ] 法 条 項 号 令 条 項 号					別表	コード	
- 内国消費税額等 課税標準額					種別	課税標準数量	
税率					減免税コード		
税額					輸徴法 [ ] 租特法 [ ] その他 [ ]		
減免税額					減免税条項 条項号		
- 内国消費税額等 課税標準額					種別	課税標準数量	
税率					減免税コード		
税額					輸徴法 [ ] 租特法 [ ] その他 [ ]		
減免税額					減免税条項 条項号		
< 欄 > 統合先欄					品目番号	単価確認 [ ]	
品名					数量		
税表番号					数量		
申告価格（CIF）					課税標準数量		
関税率					特惠 [ ] 実績有 [ ]	輸入令別表	
関税額					BPR 按分係数		
減免税額					BPR 金額		
					原産地	運賃按分 [ ]	
減免法 定 [ ] 暫 [ ] 法 条 項 号 令 条 項 号					別表	コード	
- 内国消費税額等 課税標準額					種別	課税標準数量	
税率					減免税コード		
税額					輸徴法 [ ] 租特法 [ ] その他 [ ]		
減免税額					減免税条項 条項号		
- 内国消費税額等 課税標準額					種別	課税標準数量	
税率					減免税コード		
税額					輸徴法 [ ] 租特法 [ ] その他 [ ]		
減免税額					減免税条項 条項号		

## 蔵入承認申請控

代表税番	申請種別	区分	あて先税関	提出先 予備申告 [ ]	申請年月日 申請予定年月日	蔵置場所	申請番号 本申告 [ ]
輸入者 住所 電話							
代理人 輸出者名 住所 輸出の委託者						通関士コード	
AWB 番号 積載機名 取卸港			M A W B 番号 入港年月日 積出地			貨物個数 貨物重量	個
貿易形態別符号 貿易管理令 [ ] 関税法 70 条関係許可承認 共通管理番号 食品 植防 動検 他法令承認等番号	輸入承認証 [ ]	調査用符号 支払手段等 [ ]		仕入書価格 運賃 保険 通関金額 評価 補正			
				B P R 合計 仕入書番号 原産地証明 包括審査 書類確認 (知財) [ ] 内容点検確認書 1 [ ] 2 [ ] 3 [ ]			計算方式 [ ] 特恵用 [ ] 協定用 [ ] その他 [ ] 消費税有無 [ ] 貨物取扱届 [ ]
通貨レート 蔵入先 記事 1						構成	枚 欄
記事 2				社内整理番号 利用者整理番号			
< 欄 > 品名 税表番号 申告価格 (CIF)				品目番号 数量 数量 課税標準数量			単価確認 [ ]
関税率				特恵 [ ] 実績有 [ ] B P R 按分係数 B P R 金額 原産地			輸入令別表 運賃按分 [ ]
- 内国消費税額等 課税標準額				種別 課税標準数量			
税率							
- 内国消費税額等 課税標準額				種別 課税標準数量			
税率							
[ 税関記入欄 ]				審査印			審査印

## 蔵入承認申請控

代表税番	申請種別	区分	あて先税関	提出先	申請年月日	蔵置場所	申請番号
	< 欄 >				品目番号		単価確認 [ ]
	品名				数量		
	税表番号				数量		
	申告価格 (CIF)				課税標準数量		
	関税率				特惠 [ ]	実績有 [ ]	輸入令別表
					BPR 按分係数		
					BPR 金額		
					原産地		運賃按分 [ ]
	- 内国消費税額等				種別		
	課税標準額				課税標準数量		
	税率						
	- 内国消費税額等				種別		
	課税標準額				課税標準数量		
	税率						
	< 欄 >				品目番号		単価確認 [ ]
	品名				数量		
	税表番号				数量		
	申告価格 (CIF)				課税標準数量		
	関税率				特惠 [ ]	実績有 [ ]	輸入令別表
					BPR 按分係数		
					BPR 金額		
					原産地		運賃按分 [ ]
	- 内国消費税額等				種別		
	課税標準額				課税標準数量		
	税率						
	- 内国消費税額等				種別		
	課税標準額				課税標準数量		
	税率						

## 移入承認申請控

代表税番	申請種別	区分	あて先税関	提出先 予備申告 [ ]	申請年月日 申請予定年月日	蔵置場所	申請番号 本申告 [ ]
輸入者 住所 電話 代理人 輸出者名 住所 輸出の委託者						通関士コード	
AWB 番号 積載機名 取卸港			M A W B 番号 入港年月日 積出地			貨物個数 貨物重量	個
貿易形態別符号 貿易管理令 [ ] 関税法 70 条関係許可承認 共通管理番号 食品 植防 動検 他法令承認等番号	輸入承認証 [ ]	調査用符号 支払手段等 [ ]		仕入書価格 運賃 保険 通関金額 評価 補正			
				B P R 合計 仕入書番号 原産地証明 包括審査 書類確認 (知財) [ ] 内容点検確認書 1 [ ] 2 [ ] 3 [ ]			計算方式 [ ] 特恵用 [ ] 協定用 [ ] その他 [ ] 戻税申告 [ ] 消費税有無 [ ] 貨物取扱届 [ ]
通貨レート 移入先 記事 1 記事 2						構成 枚 欄	
< 欄 > 品名 税表番号 申告価格 (CIF) 関税率				社内整理番号 利用者整理番号			
				品目番号 数量 数量 課税標準数量			単価確認 [ ]
				特恵 [ ] 実績有 [ ] B P R 按分係数 B P R 金額 原産地			輸入令別表 運賃按分 [ ]
- 内国消費税額等 課税標準額 税率				種別 課税標準数量			
- 内国消費税額等 課税標準額 税率				種別 課税標準数量			
[ 税関記入欄 ]				審査印			審査印

## 移入承認申請控

代表税番	申請種別	区分	あて先税関	提出先	申請年月日	蔵置場所	申請番号
	< 欄 >				品目番号		単価確認 [ ]
	品名				数量		
	税表番号				数量		
	申告価格 (CIF)				課税標準数量		
	関税率				特惠 [ ] 実績有 [ ]		輸入令別表
					BPR 按分係数		
					BPR 金額		
					原産地		運賃按分 [ ]
	- 内国消費税額等				種別		
	課税標準額				課税標準数量		
	税率						
	- 内国消費税額等				種別		
	課税標準額				課税標準数量		
	税率						
	< 欄 >				品目番号		単価確認 [ ]
	品名				数量		
	税表番号				数量		
	申告価格 (CIF)				課税標準数量		
	関税率				特惠 [ ] 実績有 [ ]		輸入令別表
					BPR 按分係数		
					BPR 金額		
					原産地		運賃按分 [ ]
	- 内国消費税額等				種別		
	課税標準額				課税標準数量		
	税率						
	- 内国消費税額等				種別		
	課税標準額				課税標準数量		
	税率						

## 総保入承認申請控

代表税番	申請種別	区分	あて先税関	提出先 予備申告 [ ]	申請年月日 申請予定年月日	蔵置場所	申請番号 本申告 [ ]
輸入者 住所 電話						通関士コード	
代理人 輸出者名 住所 輸出の委託者							
AWB 番号 積載機名 取卸港			M A W B 番号 入港年月日 積出地			貨物個数 貨物重量	個
貿易形態別符号 貿易管理令 [ ] 関税法 70 条関係許可承認 共通管理番号 食品 植防 動検 他法令承認等番号	輸入承認証 [ ]	調査用符号 支払手段等 [ ]		仕入書価格 運賃 保険 通関金額 評価 補正			
				B P R 合計 仕入書番号 原産地証明 包括審査 書類確認 (知財) [ ] 内容点検確認書 1 [ ] 2 [ ] 3 [ ]			計算方式 [ ] 特恵用 [ ] 協定用 [ ] その他 [ ] 戻税申告 [ ] 消費税有無 [ ] 貨物取扱届 [ ]
通貨レート 総保入先 記事 1						構成	枚 欄
記事 2				社内整理番号 利用者整理番号			
< 欄 > 品名 税表番号 申告価格 (CIF)				品目番号 数量 数量 課税標準数量		単価確認 [ ]	
関税率				特恵 [ ] 実績有 [ ] B P R 按分係数 B P R 金額 原産地 蔵置 [ ] 運賃按分 [ ]		輸入令別表	
- 内国消費税額等 課税標準額				種別 課税標準数量			
税率							
- 内国消費税額等 課税標準額				種別 課税標準数量			
税率							
[ 税関記入欄 ]				審査印		審査印	



## 総保入承認申請控

代表税番	申請種別	区分	あて先税関	提出先	申請年月日	蔵置場所	申請番号
	< 欄 >				品目番号		単価確認 [ ]
	品名				数量		
	税表番号				数量		
	申告価格 (CIF)				課税標準数量		
	関税率				特恵 [ ] 実績有 [ ]		輸入令別表
					BPR 按分係数		
					BPR 金額		
					原産地	蔵置 [ ]	運賃按分 [ ]
	- 内国消費税額等				種別		
	課税標準額				課税標準数量		
	税率						
	- 内国消費税額等				種別		
	課税標準額				課税標準数量		
	税率						
	< 欄 >				品目番号		単価確認 [ ]
	品名				数量		
	税表番号				数量		
	申告価格 (CIF)				課税標準数量		
	関税率				特恵 [ ] 実績有 [ ]		輸入令別表
					BPR 按分係数		
					BPR 金額		
					原産地	蔵置 [ ]	運賃按分 [ ]
	- 内国消費税額等				種別		
	課税標準額				課税標準数量		
	税率						
	- 内国消費税額等				種別		
	課税標準額				課税標準数量		
	税率						

展示等申告控

代表税番	申告種別	区分	あて先税関	提出先	申告年月日 申告予定年月日	蔵置場所	申告番号
参加者 住所 電話 代理人						通関士コード	
仕出人名 住所 輸出の委託者							
AWB 番号 積載機名 取卸港			M A W B 番号 入港年月日 積出地			貨物個数 貨物重量	個
貿易形態別符号 貿易管理令 [ ] 輸入承認証 [ ] 関税法 70 条関係許可承認 共通管理番号 食品 植防 動検 他法令承認等番号			調査用符号 支払手段等 [ ]	仕入書価格 運賃 保険 通関金額 評価 補正			
				B P R 合計 仕入書番号 原産地証明 特恵用 [ ] 協定用 [ ] その他 [ ] 包括審査 書類確認 (知財) [ ] 消費税有無 [ ] 内容点検確認書 1 [ ] 2 [ ] 3 [ ] 貨物取扱届 [ ]			計算方式 [ ]
通貨レート 総保入先 記事 1							構成 枚 欄
記事 2				社内整理番号 利用者整理番号			
< 欄 > 品名 税表番号 申告価格 (CIF)				品目番号 数量 数量 課税標準数量			単価確認 [ ]
関税率				特恵 [ ] 実績有 [ ] 輸入令別表 B P R 按分係数 B P R 金額 原産地 使用 [ ] 運賃按分 [ ]			
- 内国消費税額等 課税標準額				種別 課税標準数量			
税率							
- 内国消費税額等 課税標準額				種別 課税標準数量			
税率							
[ 税関記入欄 ]				審査印		審査印	

## 展示等申告申請控

代表税番	申告種別	区分	あて先税関	提出先	申告年月日	蔵置場所	申告番号
	< 欄 >				品目番号		単価確認 [ ]
	品名				数量		
	税表番号				数量		
	申告価格 (CIF)				課税標準数量		
	関税率				特恵 [ ] 実績有 [ ]		輸入令別表
					BPR 按分係数		
					BPR 金額		
					原産地	使用 [ ]	運賃按分 [ ]
	- 内国消費税額等 課税標準額				種別		
	税率				課税標準数量		
	- 内国消費税額等 課税標準額				種別		
	税率				課税標準数量		
	< 欄 >				品目番号		単価確認 [ ]
	品名				数量		
	税表番号				数量		
	申告価格 (CIF)				課税標準数量		
	関税率				特恵 [ ] 実績有 [ ]		輸入令別表
					BPR 按分係数		
					BPR 金額		
					原産地	使用 [ ]	運賃按分 [ ]
	- 内国消費税額等 課税標準額				種別		
	税率				課税標準数量		
	- 内国消費税額等 課税標準額				種別		
	税率				課税標準数量		

輸入（納税）申告控（少額関税無税貨物簡易通関扱）  
（消費税等課税標準数量等申告控兼用）

代表税番	申告種別	区分	あて先税関	提出先 予備申告 [ ]	申告年月日 申告予定年月日	蔵置場所	申告番号 本申告 [ ]
輸入者 住所 電話 代理人 輸出者名 住所						通関士コード	
AWB 番号 積載機名 取卸港			M A W B 番号 入港年月日 積出地			貨物個数 貨物重量	個
仕入書番号 運賃 保険 通関金額				仕入書価格 書類確認（知財）[ ] 内容点検確認書 1 [ ] 2 [ ] 3 [ ] 調査用符号		貨物取扱届 [ ]	
税科目		税額		納税額合計 担保額 [ ] 口座 [ ] 直納 [ ] 都道府県 納期限延長 [ ] BP 申請事由			
通貨レート							
記事 1 記事 2						利用者整理番号	
品名 1 2 3						品目番号 申告価格（CIF） BPR 金額 原産地	単価確認 [ ]
関税率	関税額	免税	定率法	条 項 号			
- 内国消費税額等 課税標準額 税率 税額						種別	
- 内国消費税額等 課税標準額 税率 税額						種別	
[ 税関記入欄 ]					審査印	審査印	

## 輸入(引取)申告控

代表税番 区分 輸入申告税関 - 提出先 - 申告日 特例申告税関 蔵置場所 申告番号  
 予備申告 [ ] 本申告 [ ] 申告予定年月日

輸入者  
 住所  
 電話  
 代理人

通関士コード

輸入取引者  
 輸出者名  
 住所

AWB 番号  
 積載機名  
 取卸港

M A W B 番号  
 入港年月日  
 積出地

貨物個数 個  
 貨物重量

貿易形態別符号 調査用符号 仕入書種別  
 貿易管理令 [ ] 輸入承認証 [ ] 支払手段等 [ ] 他法令承認等番号  
 関税法 70 条関係許可承認  
 共通管理番号  
 食品  
 植防  
 動検  
 書類確認(知財)[ ] 内容点検確認書 1 [ ] 2 [ ] 3 [ ] 貨物取扱届 [ ]

通貨レート

構成 枚 欄

記事 1

記事 2

社内整理番号  
利用者整理番号< 欄 > 統合先欄  
品名

価格

品目番号  
数量  
数量  
輸入令別表  
原産地

単価確認 [ ]

< 欄 > 統合先欄  
品名

価格

品目番号  
数量  
数量  
輸入令別表  
原産地

単価確認 [ ]

< 欄 > 統合先欄  
品名

価格

品目番号  
数量  
数量  
輸入令別表  
原産地

単価確認 [ ]

< 欄 > 統合先欄  
品名

価格

品目番号  
数量  
数量  
輸入令別表  
原産地

単価確認 [ ]

< 欄 > 統合先欄  
品名

価格

品目番号  
数量  
数量  
輸入令別表  
原産地

単価確認 [ ]

[ 税関記入欄 ]

審査印

審査印



## 輸入（引取）申告内容変更控

代表税番 区分 輸入申告税関 - 提出先 - 申告日 特例申告税関 蔵置場所 申告番号  
 予備申告 [ ] 本申告 [ ] 申告予定年月日

輸入者  
 住所  
 電話  
 代理人

通関士コード

輸入取引者  
 輸出者名  
 住所

AWB 番号  
 積載機名  
 取卸港

M A W B 番号  
 入港年月日  
 積出地

貨物個数 個  
 貨物重量

貿易形態別符号 調査用符号 仕入書種別  
 貿易管理令 [ ] 輸入承認証 [ ] 支払手段等 [ ] 他法令承認等番号  
 関税法 70 条関係許可承認  
 共通管理番号  
 食品  
 植防  
 動検  
 書類確認（知財）[ ] 内容点検確認書 1 [ ] 2 [ ] 3 [ ] 貨物取扱届 [ ]

通貨レート

構成 枚 欄

記事 1

社内整理番号  
利用者整理番号

記事 2

< 欄 > 統合先欄  
品名

品目番号 単価確認 [ ]  
 数量  
 数量  
 輸入令別表  
 原産地

価格

< 欄 > 統合先欄  
品名

品目番号 単価確認 [ ]  
 数量  
 数量  
 輸入令別表  
 原産地

価格

< 欄 > 統合先欄  
品名

品目番号 単価確認 [ ]  
 数量  
 数量  
 輸入令別表  
 原産地

価格

< 欄 > 統合先欄  
品名

品目番号 単価確認 [ ]  
 数量  
 数量  
 輸入令別表  
 原産地

価格

< 欄 > 統合先欄  
品名

品目番号 単価確認 [ ]  
 数量  
 数量  
 輸入令別表  
 原産地

価格

[ 税関記入欄 ]

審査印

審査印





特例申告控 (内国消費税等課税標準数量等申告控兼用)

代表税番	輸入申告税関 - 提出先 - 申告日	特例申告税関 - 提出先 - 申告日	蔵置場所	申告番号
			輸入許可日	
輸入者				
住所				
電話				
代理人			通関士コード	
輸入取引者				
輸出者名				
住所				
輸出の委託者				
AWB 番号	M A W B 番号			
調査用符号 他法令番号		仕入書種別 運賃		
		評価 補正		
原産地証明	特恵用 [ ]	協定用 [ ]	その他 [ ]	B P R 合計 仕入書番号
				計算方式 [ ]
税科目		税額合計	欄数	納税額合計 担保額 [ ]
				口座 [ ] 直納 [ ] 都道府県
				納期限延長 [ ]
				たばこ登録 石油承認
				通貨レート
				構成 枚 欄
記事 1				社内整理番号
記事 2				利用者整理番号

(注) この申告による課税標準又は納付すべき税額に誤りがあることがわかったときは、修正申告又は更正の請求をすることができます。なお、税関長の調査により、この申告による税額等を更正することができます。

## 特例申告控（内国消費税等課税標準数量等申告控兼用）

代表税番	輸入申告税関 - 提出先 - 申告日	特例申告税関 - 提出先 - 申告日	蔵置場所	申告番号																							
<table border="0"> <tr> <td rowspan="2">&lt; 欄 &gt; 統合先欄</td> <td>品目番号</td> <td>単価確認 [ ]</td> </tr> <tr> <td>品名</td> <td>数量</td> </tr> <tr> <td>税表番号</td> <td>数量</td> <td></td> </tr> <tr> <td>申告価格 (CIF)</td> <td>課税標準数量</td> <td></td> </tr> <tr> <td>関税率</td> <td>特惠 [ ]</td> <td></td> </tr> <tr> <td>関税額</td> <td>BPR 按分係数</td> <td></td> </tr> <tr> <td>減免税額</td> <td>BPR 金額</td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td>原産地</td> <td>運賃按分 [ ]</td> </tr> </table>					< 欄 > 統合先欄	品目番号	単価確認 [ ]	品名	数量	税表番号	数量		申告価格 (CIF)	課税標準数量		関税率	特惠 [ ]		関税額	BPR 按分係数		減免税額	BPR 金額			原産地	運賃按分 [ ]
< 欄 > 統合先欄	品目番号	単価確認 [ ]																									
	品名	数量																									
税表番号	数量																										
申告価格 (CIF)	課税標準数量																										
関税率	特惠 [ ]																										
関税額	BPR 按分係数																										
減免税額	BPR 金額																										
	原産地	運賃按分 [ ]																									
減税法	定 [ ]	暫 [ ]	法条項号	令条項号	別表	コード																					
- 内国消費税額等					種別																						
課税標準額					課税標準数量																						
税率					減免税コード																						
税額					輸徴法 [ ] 租特法 [ ] その他 [ ]																						
減免税額					減免税条項条項号																						
- 内国消費税額等					種別																						
課税標準額					課税標準数量																						
税率					減免税コード																						
税額					輸徴法 [ ] 租特法 [ ] その他 [ ]																						
減免税額					減免税条項条項号																						
- 内国消費税額等					種別																						
課税標準額					課税標準数量																						
税率					減免税コード																						
税額					輸徴法 [ ] 租特法 [ ] その他 [ ]																						
減免税額					減免税条項条項号																						
< 欄 > 統合先欄	品目番号	単価確認 [ ]																									
品名	数量																										
税表番号	数量																										
申告価格 (CIF)	課税標準数量																										
関税率	特惠 [ ]																										
関税額	BPR 按分係数																										
減免税額	BPR 金額																										
	原産地	運賃按分 [ ]																									
減税法	定 [ ]	暫 [ ]	法条項号	令条項号	別表	コード																					
- 内国消費税額等					種別																						
課税標準額					課税標準数量																						
税率					減免税コード																						
税額					輸徴法 [ ] 租特法 [ ] その他 [ ]																						
減免税額					減免税条項条項号																						
- 内国消費税額等					種別																						
課税標準額					課税標準数量																						
税率					減免税コード																						
税額					輸徴法 [ ] 租特法 [ ] その他 [ ]																						
減免税額					減免税条項条項号																						
- 内国消費税額等					種別																						
課税標準額					課税標準数量																						
税率					減免税コード																						
税額					輸徴法 [ ] 租特法 [ ] その他 [ ]																						
減免税額					輸徴法 [ ] 租特法 [ ] その他 [ ]																						

## 特例申告控(内国消費税等課税標準数量等申告控兼用)(納期限延長申請控兼用)

代表税番 輸入申告税関 - 提出先 - 申告日 特例申告税関 - 提出先 - 申告日 蔵置場所 申告番号  
輸入許可日

輸入者  
住所  
電話  
代理人

通関士コード

輸入取引者  
輸出者名  
住所  
輸出の委託者

AWB 番号

MAWB 番号

調査用符号  
他法令番号

仕入書種別  
運賃

評価  
補正

原産地証明 特恵用 [ ] 協定用 [ ] その他 [ ]

BPR 合計  
仕入書番号

計算方式 [ ]

税科目

税額合計

欄数

納税額合計  
担保額  
口座 [ ] 直納 [ ]  
納期限延長 [ ]  
たばこ登録  
通貨レート

都道府県

石油承認

構成 枚 欄

記事 1

記事 2

社内整理番号  
利用者整理番号

## [ 納期限延長 ]

次の規定により納期限の延長を申請します。

納期限延長科目及び納期限日

## [ 税関通知欄 ]

納期限延長について申請の各規定により納期限を延長します。

(注) この申告による課税標準又は納付すべき税額に誤りがあることがわかったときは、修正申告又は更正の請求をすることができます。なお、税関長の調査により、この申告による税額等を更正することができます。

## 特例申告控(内国消費税等課税標準数量等申告控兼用)(納期限延長申請控兼用)

代表税番 輸入申告税関 - 提出先 - 申告日 特例申告税関 - 提出先 - 申告日 蔵置場所 申告番号

< 欄 > 統合先欄	品目番号	単価確認 [ ]
品名	数量	
税表番号	数量	
申告価格 (CIF)	課税標準数量	
関税率	特惠 [ ]	
関税額	BPR 按分係数	
減免税額	BPR 金額	
	原産地	運賃按分 [ ]

減税法 定 [ ] 暫 [ ] 法条項号 令条項号 別表 コード

- 内国消費税額等 課税標準額	種別 課税標準数量
税率	減免税コード
税額	輸徴法 [ ] 租特法 [ ] その他 [ ]
減免税額	減免税条項 条項号
- 内国消費税額等 課税標準額	種別 課税標準数量
税率	減免税コード
税額	輸徴法 [ ] 租特法 [ ] その他 [ ]
減免税額	減免税条項 条項号
- 内国消費税額等 課税標準額	種別 課税標準数量
税率	減免税コード
税額	輸徴法 [ ] 租特法 [ ] その他 [ ]
減免税額	減免税条項 条項号

< 欄 > 統合先欄	品目番号	単価確認 [ ]
品名	数量	
税表番号	数量	
申告価格 (CIF)	課税標準数量	
関税率	特惠 [ ]	
関税額	BPR 按分係数	
減免税額	BPR 金額	
	原産地	運賃按分 [ ]

減税法 定 [ ] 暫 [ ] 法条項号 令条項号 別表 コード

- 内国消費税額等 課税標準額	種別 課税標準数量
税率	減免税コード
税額	輸徴法 [ ] 租特法 [ ] その他 [ ]
減免税額	減免税条項 条項号
- 内国消費税額等 課税標準額	種別 課税標準数量
税率	減免税コード
税額	輸徴法 [ ] 租特法 [ ] その他 [ ]
減免税額	減免税条項 条項号
- 内国消費税額等 課税標準額	種別 課税標準数量
税率	減免税コード
税額	輸徴法 [ ] 租特法 [ ] その他 [ ]
減免税額	減免税条項 条項号

## 輸出申告控 (大額)

代表統番	申告種別	区分	あて先税関	提出先 予備申告 [ ]	申告年月日 申告予定年月日	蔵置場所	申告番号 本申告 [ ]
輸出者 住所 荷受人 住所 代理人						通関士コード	
AWB 番号				貨物個数		個	
積込港			代理店営業所	最終仕向地			
事前検査・通関士審査 [ ]				貿易形態別符号		調査用符号	
搭載航空会社 外為関係		出港予定年月日 輸出令第 4 条 [ ]		搭載確認 (関税 [ ] 国内消費税 [ ] その他 [ ])			
輸出承認書等番号				包括審査番号			
				適用期間			
				仕入書番号			
				仕入書価格			
				FOB 価格			
				通貨レート			
				BPR 合計			
構成 枚 欄							
記事 1						社内整理番号	
記事 2						利用者整理番号	
< 欄 > 統合先欄			単価確認 [ ]				
品名						統計品目番号	
申告価格 (FOB)						数量	
						数量	
						BPR 按分係数	
						BPR 金額	
関税法 70 条関係 減免戻税法条項符号 内消費税符号		定 [ ] 暫 [ ] (法) 条 項 号				輸出令別表	外為法第 48 条 [ ] (令) 条 項 号
< 欄 > 統合先欄			単価確認 [ ]				
品名						統計品目番号	
申告価格 (FOB)						数量	
						数量	
						BPR 按分係数	
						BPR 金額	
関税法 70 条関係 減免戻税法条項符号 内消費税符号		定 [ ] 暫 [ ] (法) 条 項 号				輸出令別表	外為法第 48 条 [ ] (令) 条 項 号
< 欄 > 統合先欄			単価確認 [ ]				
品名						統計品目番号	
申告価格 (FOB)						数量	
						数量	
						BPR 按分係数	
						BPR 金額	
関税法 70 条関係 減免戻税法条項符号 内消費税符号		定 [ ] 暫 [ ] (法) 条 項 号				輸出令別表	外為法第 48 条 [ ] (令) 条 項 号
[ 税関記入欄 ]						審査印	審査印

輸出申告控 (小額)

申告種別	区分	あて先税関	提出先 予備申告 [ ]	申告年月日 申告予定年月日	蔵置場所	申告番号 本申告 [ ]
輸出者 住所 荷受人 住所 代理人					通関士コード	
AWB 番号 積込港 事前検査・通関士審査 [ ]		代理店営業所	貨物個数 最終仕向地		個	
搭載航空会社 外為関係	出港予定年月日 輸出令第 4 条 [ ]		貿易形態別符号 搭載確認 (関税 [ ] 国内消費税 [ ] その他 [ ])		調査用符号	
輸出承認書等番号			包括審査番号 適用期間 仕入書番号			
			仕入書価格 FOB 価格 通貨レート BPR 合計			
構成 枚 欄						
記事 1					社内整理番号	
記事 2					利用者整理番号	
品名 申告価格 (FOB)						
関税法 70 条関係 減免戻税法条項符号 内消費税符号	定 [ ]	暫 [ ]	(法) 条 項 号	輸出令別表	外為法第 48 条 [ ]	(令) 条 項 号

[ 税関記入欄 ]

審査印

審査印

## 輸出申告内容変更控 (大額)

代表統番	申告種別	区分	あて先税関	提出先 予備申告 [ ]	申告年月日 申告予定年月日	蔵置場所	申告番号 本申告 [ ]
輸出者 住所	荷受人 住所	代理人				通関士コード	
AWB 番号	積込港	事前検査・通関士審査 [ ]	代理店営業所	貨物個数 最終仕向地		個	
搭載航空会社 外為関係	出港予定年月日 輸出令第 4 条 [ ]			貿易形態別符号 搭載確認(関税 [ ] 国内消費税 [ ] その他 [ ])	調査用符号		
輸出承認書等番号				包括審査番号 適用期間 仕入書番号			
				仕入書価格 FOB 価格 通貨レート BPR 合計			
構成 枚 欄 記事 1						社内整理番号 利用者整理番号	
記事 2							
< 欄 > 統合先欄	単価確認 [ ]						
品名 申告価格 (FOB)						統計品目番号 数量 数量 BPR 按分係数 BPR 金額	
関税法 70 条関係 減免戻税法条項符号 内消費税免税符号	定 [ ]	暫 [ ]	(法) 条 項 号			輸出令別表 (令) 条 項 号	外為法第 48 条 [ ]
< 欄 > 統合先欄	単価確認 [ ]						
品名 申告価格 (FOB)						統計品目番号 数量 数量 BPR 按分係数 BPR 金額	
関税法 70 条関係 減免戻税法条項符号	定 [ ]	暫 [ ]	(法) 条 項 号			輸出令別表 (令) 条 項 号	外為法第 48 条 [ ]
< 欄 > 統合先欄	単価確認 [ ]						
品名 申告価格 (FOB)						統計品目番号 数量 数量 BPR 按分係数 BPR 金額	
関税法 70 条関係 減免戻税法条項符号 内消費税免税符号	定 [ ]	暫 [ ]	(法) 条 項 号			輸出令別表 (令) 条 項 号	外為法第 48 条 [ ]
[ 税関記入欄 ]						審査印	審査印

## 輸出申告内容変更控 (大額)

代表統番	申告種別	区分	あて先税関	提出先	申告年月日	蔵置場所	申告番号
< 欄 > 統合先欄		単価確認 [ ]					
品名		統計品目番号					
申告価格 (FOB)		数量					
		数量					
		BPR 按分係数					
		BPR 金額					
関税法 70 条関係		輸出令別表				外為法第 48 条 [ ]	
減免戻税法条項符号		定 [ ]	暫 [ ]	(法) 条 項 号	(令) 条 項 号		
内消費税免税符号							
< 欄 > 統合先欄		単価確認 [ ]					
品名		統計品目番号					
申告価格 (FOB)		数量					
		数量					
		BPR 按分係数					
		BPR 金額					
関税法 70 条関係		輸出令別表				外為法第 48 条 [ ]	
減免戻税法条項符号		定 [ ]	暫 [ ]	(法) 条 項 号	(令) 条 項 号		
内消費税免税符号							
< 欄 > 統合先欄		単価確認 [ ]					
品名		統計品目番号					
申告価格 (FOB)		数量					
		数量					
		BPR 按分係数					
		BPR 金額					
関税法 70 条関係		輸出令別表				外為法第 48 条 [ ]	
減免戻税法条項符号		定 [ ]	暫 [ ]	(法) 条 項 号	(令) 条 項 号		
内消費税免税符号							
< 欄 > 統合先欄		単価確認 [ ]					
品名		統計品目番号					
申告価格 (FOB)		数量					
		数量					
		BPR 按分係数					
		BPR 金額					
関税法 70 条関係		輸出令別表				外為法第 48 条 [ ]	
減免戻税法条項符号		定 [ ]	暫 [ ]	(法) 条 項 号	(令) 条 項 号		
内消費税免税符号							
< 欄 > 統合先欄		単価確認 [ ]					
品名		統計品目番号					
申告価格 (FOB)		数量					
		数量					
		BPR 按分係数					
		BPR 金額					
関税法 70 条関係		輸出令別表				外為法第 48 条 [ ]	
減免戻税法条項符号		定 [ ]	暫 [ ]	(法) 条 項 号	(令) 条 項 号		
内消費税免税符号							



輸出申告内容変更控 ( 小 額 )

申告種別	区分	あて先税関	提出先 予備申告 [ ]	申告年月日 申告予定年月日	蔵置場所	申告番号 本申告 [ ]
輸出者 住所 荷受人 住所 代理人					通関士コード	
AWB 番号 積込港 事前検査・通関士審査 [ ]		代理店営業所	貨物個数 最終仕向地		個	
搭載航空会社 外為関係	出港予定年月日 輸出令第 4 条 [ ]		貿易形態別符号 搭載確認 ( 関税 [ ] 国内消費税 [ ] その他 [ ] )		調査用符号	
輸出承認書等番号			包括審査番号 適用期間 仕入書番号			
			仕入書価格 F O B 価格 通貨レート B P R 合計			
構成 枚 欄						
記事 1					社内整理番号	
記事 2					利用者整理番号	
品名 申告価格 ( FOB )						
関税法 70 条関係 減免戻税法条項符号 内消費税符号	定 [ ]	暫 [ ]	( 法 ) 条 項 号	輸出令別表	外為法第 48 条 [ ]	( 令 ) 条 項 号

[ 税関記入欄 ]

審査印

審査印

## 輸出許可通知書兼輸出申告控 (大額)

代表統番 申告種別 区分 あて先税関 提出先 申告年月日 蔵置場所 申告番号  
 予備申告 [ ] 申告予定年月日 本申告 [ ]

輸出者  
住所  
荷受人  
住所  
代理人

通関士コード

AWB 番号 貨物個数 個  
積込港 最終仕向地  
事前検査・通関士審査 [ ] 代理店営業所

搭載航空会社 出港予定年月日  
外為関係 輸出令第 4 条 [ ]

貿易形態別符号 調査用符号  
搭載確認(関税 [ ] 内国消費税 [ ] その他 [ ] )  
包括審査番号  
適用期間  
仕入書番号

輸出承認書等番号

仕入書価格  
FOB 価格  
通貨レート  
BPR 合計

構成 枚 欄  
記事 1

社内整理番号  
利用者整理番号

記事 2

## 税関通知欄

関税法第 67 条の規定により、あなたが申告した貨物の輸入を許可します。

輸出許可年月日  
保税運送承認期間 日間

(注)この申告に基づく処分について不服があるときは、その処分があったことを知った日の翌日から起算して 2 月以内に税関長に対して異議申立てをすることができます。

< 欄 > 統合先欄 単価確認 [ ]

品名  
申告価格 (FOB)

統計品目番号  
数量  
数量  
BPR 按分係数  
BPR 金額

関税法 70 条関係  
減免戻税法条項符号 定 [ ] 暫 [ ] (法) 条 項 号  
内消費税符号

輸出令別表 外為法第 48 条 [ ]  
(令) 条 項 号

< 欄 > 統合先欄 単価確認 [ ]

品名  
申告価格 (FOB)

統計品目番号  
数量  
数量  
BPR 按分係数  
BPR 金額

関税法 70 条関係  
減免戻税法条項符号 定 [ ] 暫 [ ] (法) 条 項 号

輸出令別表 外為法第 48 条 [ ]  
(令) 条 項 号

## 輸出許可通知書兼輸出申告控 (小額)

申告種別	区分	あて先税関	提出先 予備申告 [ ]	申告年月日 申告予定年月日	蔵置場所	申告番号 本申告 [ ]
輸出者 住所 荷受人 住所 代理人					通関士コード	
AWB 番号 積込港 事前検査・通関士審査 [ ]		代理店営業所	貨物個数 最終仕向地		個	
搭載航空会社 外為関係	出港予定年月日 輸出令第 4 条 [ ]		貿易形態別符号 搭載確認 (関税 [ ] 国内消費税 [ ] その他 [ ])	調査用符号		
輸出承認書等番号			包括審査番号 適用期間 仕入書番号			
			仕入書価格 FOB 価格 通貨レート BPR 合計			
構成 枚 欄						
記事 1					社内整理番号	
記事 2					利用者整理番号	
税関通知欄						
	関税法第 67 条の規定により、あなたが申告した貨物の輸出を許可します。					
	輸出許可年月日					
	保税運送承認期間 日間					
	(注) この申告に基づく処分について不服があるときは、その処分があったことを知った日の翌日から起算して 2 月以内に税関長に対して異議申立てをすることができます。					
品名 申告価格 (FOB)						
関税法 70 条関係 減免炭税法条項符号 内消費税符号	定 [ ]	暫 [ ]	(法) 条 項 号	輸出令別表	外為法第 48 条 [ ]	(令) 条 項 号

## 展示等積戻し申告控

大額 / 小額	特区識別	S P / O B C	区分	あて先税関	提出先	申告年月日	蔵置場所	申告番号
参加者 住所	荷受人 住所	代理人					通関士コード	
AWB 番号	積込港	代理店営業所	搭載航空会社	貨物個数	最終仕向地	出港予定年月日	個	
構成 枚 欄								
記事 1							社内整理番号	
記事 2							利用者整理番号	
保税運送先								
< 欄 > 展示等申告番号	品名	貨物個数	個	貨物重量	K G M	申告価格 (FOB)	到着時の積出国	
< 欄 > 展示等申告番号	品名	貨物個数	個	貨物重量	K G M	申告価格 (FOB)	到着時の積出国	
< 欄 > 展示等申告番号	品名	貨物個数	個	貨物重量	K G M	申告価格 (FOB)	到着時の積出国	
< 欄 > 展示等申告番号	品名	貨物個数	個	貨物重量	K G M	申告価格 (FOB)	到着時の積出国	
< 欄 > 展示等申告番号	品名	貨物個数	個	貨物重量	K G M	申告価格 (FOB)	到着時の積出国	
[ 税関記入欄 ]					審査印		審査印	

## 展示等積戻し申告控

大額 / 小額	特区識別	S P / O B C	区分	あて先税関	提出先	申告年月日	蔵置場所	申告番号
< 欄 >	展示等申告番号							
	品名						到着時の積出国	
	貨物個数	個	貨物重量		K G M	申告価格 ( F O B )		
< 欄 >	展示等申告番号							
	品名						到着時の積出国	
	貨物個数	個	貨物重量		K G M	申告価格 ( F O B )		
< 欄 >	展示等申告番号							
	品名						到着時の積出国	
	貨物個数	個	貨物重量		K G M	申告価格 ( F O B )		
< 欄 >	展示等申告番号							
	品名						到着時の積出国	
	貨物個数	個	貨物重量		K G M	申告価格 ( F O B )		
< 欄 >	展示等申告番号							
	品名						到着時の積出国	
	貨物個数	個	貨物重量		K G M	申告価格 ( F O B )		
< 欄 >	展示等申告番号							
	品名						到着時の積出国	
	貨物個数	個	貨物重量		K G M	申告価格 ( F O B )		
< 欄 >	展示等申告番号							
	品名						到着時の積出国	
	貨物個数	個	貨物重量		K G M	申告価格 ( F O B )		
[ 税関記入欄 ]					審査印		審査印	

展示等積戻し申告内容変更控

大額 / 小額	特区識別	S P / O B C	区分	あて先税関	提出先	申告年月日	蔵置場所	申告番号
参加者 住所	荷受人 住所	代理人					通関士コード	
AWB 番号	積込港	代理店営業所	搭載航空会社	貨物個数	最終仕向地	出港予定年月日	個	
構成 枚 欄								
記事 1							社内整理番号	
記事 2							利用者整理番号	
保税運送先								
< 欄 > 展示等申告番号	品名	貨物個数	個	貨物重量	K G M	申告価格 (FOB)	到着時の積出国	
< 欄 > 展示等申告番号	品名	貨物個数	個	貨物重量	K G M	申告価格 (FOB)	到着時の積出国	
< 欄 > 展示等申告番号	品名	貨物個数	個	貨物重量	K G M	申告価格 (FOB)	到着時の積出国	
< 欄 > 展示等申告番号	品名	貨物個数	個	貨物重量	K G M	申告価格 (FOB)	到着時の積出国	
< 欄 > 展示等申告番号	品名	貨物個数	個	貨物重量	K G M	申告価格 (FOB)	到着時の積出国	
[ 税関記入欄 ]					審査印		審査印	

## 展示等積戻し申告内容変更控

大額 / 小額	特区識別	S P / O B C	区分	あて先税関	提出先	申告年月日	蔵置場所	申告番号
< 欄 >	展示等申告番号							
	品名						到着時の積出国	
	貨物個数	個	貨物重量		K G M	申告価格 ( F O B )		
< 欄 >	展示等申告番号							
	品名						到着時の積出国	
	貨物個数	個	貨物重量		K G M	申告価格 ( F O B )		
< 欄 >	展示等申告番号							
	品名						到着時の積出国	
	貨物個数	個	貨物重量		K G M	申告価格 ( F O B )		
< 欄 >	展示等申告番号							
	品名						到着時の積出国	
	貨物個数	個	貨物重量		K G M	申告価格 ( F O B )		
< 欄 >	展示等申告番号							
	品名						到着時の積出国	
	貨物個数	個	貨物重量		K G M	申告価格 ( F O B )		
< 欄 >	展示等申告番号							
	品名						到着時の積出国	
	貨物個数	個	貨物重量		K G M	申告価格 ( F O B )		
< 欄 >	展示等申告番号							
	品名						到着時の積出国	
	貨物個数	個	貨物重量		K G M	申告価格 ( F O B )		
[ 税関記入欄 ]					審査印		審査印	

船名・数量（展示等積戻し許可内容）変更申請控

殿

に展示等積戻し許可された申告番号 について、次のとおり変更を申請します。

大額/少額 特区識別 SP/OBC 区分 あて先税関 申請先部門 申告年月日 申告番号

申請者 通関士

当初申告者

参加者  
住所

荷受人  
住所

展示等積戻し許可時申告番号

展示等積戻し許可年月日

訂正種別 訂正理由

（項目）

（変更前）

（変更後）

AWB 番号

積込港

最終仕向地

貨物個数

個

個

記事 1

記事 2

[ 税関記入欄 ]

社内整理番号

利用者整理番号

審査印

審査印



展示等積戻し許可内容変更通知書

殿

に展示等積戻し許可した申告番号

について、船名・数量（展示等積戻し  
許。

可内容）変更申請

に基づき、変更したので通知します。

展示等積戻し許可内容変更承認日

大額 / 少額    特区識別    S P / O B C    区分    あて先税関    申請先部門    申告年月日    申告番号

申請者

通関士

当初申告者

参加者  
住所

荷受人  
住所

展示等積戻し許可時申告番号

展示等積戻し許可年月日

訂正種別

訂正理由

（ 項 目 ）

（ 変 更 前 ）

（ 変 更 後 ）

AWB 番号

積込港

最終仕向地

貨物個数

個

個

記事 1

記事 2

社内整理番号  
利用者整理番号

## 輸入マニフェスト通関申告控

識別符号 [ ]	区分	あて先税関	提出先	申告年月日	蔵置場所	申告番号
マニフェスト通関管理番号				予備申告 [ ]		本申告 [ ]
輸入者 住所 電話 代理人						通関士コード
輸出者名 住所						
HAWB 番号 積載機名 取卸港		MAWB 番号 入港年月日 積出地			貨物個数 貨物重量	個 KGM
仕入書価格 通貨レート		運賃		保険		
品名 申告価格 (CIF) 記事	[ ]		原産地			
[ 税関記入欄 ]				審査印		審査印

## 輸出マニフェスト通関申告控

区分	あて先税関	提出先	申告年月日	蔵置場所	申告番号
マニフェスト通関管理番号				予備申告 [ ]	本申告 [ ]
輸出者 住所 電話 代理人 仕向人 住所					通関士コード
AWB 番号 搭載予定 積込港				貨物個数 貨物重量 最終仕向地	個 KGM
仕入書価格 通貨レート				FOB 価格	
品名 申告価格 記事		[ ]			
[ 税関記入欄 ]				審査印	審査印

国庫金 国税 収納金 整理 資金

## 領 収 済 通 知 書

平成 年度 税関符号 取扱行コード 取扱行名 整理番号

輸入申告等の番号 税関 税額

受入科目コード 納付の目的  
 当初申告  納付修正申告  修正申告  更正通知  課徴金決定通知

延滞税 延滞後の納期限 出力日

加算税種別 延滞後の納期限  
 無申告  過少申告  申告

合計額 左記の合計額を欄収しました。  
 (欄収日付印)

証券受領 証券番号 票出人

記入欄  
 数字は記入例にならって黒のボールペンで枠からはみださないように右詰で記載して下さい。

3-3

国庫金 国税 収納金 整理 資金

## 領 収 控

平成 年度 税関符号 取扱行コード

輸入申告等の番号 取扱行名 税関

受入科目 納付の目的  
 当初申告  納付修正申告  修正申告  更正通知  課徴金決定通知

出力日 延滞後の納期限

代理人 延滞後の納期限

納税者(住所) 延滞後の納期限

(氏名又は名称)

本税 円  
 延滞税 円  
 加算税 円  
 合計額 円

証券受領 証券番号 票出人

左記の合計額を欄収しました。  
 (欄収日付印)

3-2

国庫金 国税 収納金 整理 資金

## 納 付 書 ・ 領 収 証 書

電算機 取扱い用

平成 年度 税関符号 取扱行コード

輸入申告等の番号 取扱行名 税関

受入科目 納付の目的  
 当初申告  納付修正申告  修正申告  更正通知  課徴金決定通知

出力日 延滞後の納期限

代理人 延滞後の納期限

納税者(住所) 延滞後の納期限

(氏名又は名称)

本税 円  
 延滞税 円  
 加算税 円  
 合計額 円

証券受領 証券番号 票出人

左記の合計額を欄収しました。  
 (欄収日付印)

99999999199999

国 庫 金	国税 取納金 整理 資金	納付書・領収証書							
平成 年度	税関符号	取扱庁コード							
輸入申告等の番号	取扱庁名	税関		納付の目的 当初 納付 修正 更正 賦課決 申告 通知 申告 通知 定通知 <table border="1" style="width: 100%; height: 20px;"> <tr> <td style="width: 20%;"></td> <td style="width: 20%;"></td> <td style="width: 20%;"></td> <td style="width: 20%;"></td> <td style="width: 20%;"></td> </tr> </table>					
受入科目				加算税					
口座番号				合計額					
出力日				左記の合計額を領収しました。 (領収日付印)					
代理人 納税者 (住所)									
(氏名又は名称)									
.....(切り取り線)									

### 領収済通知書

申告番号	納付の目的		納税者住所	平成 年度	税関		本税 円	加算税 円	延滞税 円	合計額 円
	納税者氏名又は名称				代理人					
(あて先)										
〒										
							頁件数	頁合計額		
							総件数	総合計額		
上記の合計額を領収しました (領収日付印)										

国庫金  
国税  
取納金  
整理  
資金

領収控

申告番号	納付の目的		納税者住所	平成 年度	税関 代理人	本税 円	加算税 円	延滞税 円	合計額 円
	納税者氏名又は名称								
上記の合計額を額取しました (額取日付印)									
					頁件数	頁合計額			
					総件数	総合計額			

別紙様式N-174号

## 他所蔵置許可申請控

あて先税関	区分	許可申請番号	申請年月日
申請者			
住所			
電話			
輸出入者			
住所			
貨物の区分	便名		到着年月日
A W B 番号			
品名			
品目番号			
個数	重量		
申請期間	から		まで
他所蔵置場所	指定コード		
名称			
住所			
申請事由			
記事 (税関用)			
記事 (申請者用)			
記事 (その他)			
積卸期間	から		まで
積卸場所			
名称			



## 他所蔵置許可通知書

あて先税関 区分 許可申請番号 申請年月日

申請者

住所  
電話

輸出入者

住所

貨物の区分

便名

到着年月日

A W B 番号

品名

品目番号

個数

重量

申請期間

から

まで

他所蔵置場所

指定コード

名称  
住所

申請事由

記事（税関用）

記事（申請者用）

記事（その他）

積卸期間

から

まで

積卸場所

名称

[税関通知欄]

関税法第 30 条第 1 項第 2 号の規定により、あなたが申請した貨物の他所蔵置を許可します。

許可年月日

N - 241 号  
/ / :

## 保税運送申告控

あて先税関

申告者

申告年月日

運送期間

から

まで

発送場所

運送具

保税運送申告番号

運送先

運送先住所

臨時開庁承認申請番号

便名	S	AWB 番号	品名	個数	重量	S P C	事故
入港年月日		MAWB 番号			C I F	U N K	U L D

総欄数

合計

N - 270 号

:

## 包括保税運送申告控

申告者

申告年月日

発送場所

運送先

包括保税運送承認番号

臨時開庁承認申請

運送経路・運送具

月間取扱予想件数

品名

運送期間

発送の日から

日間

積卸期間

から

まで

備考

## 輸入許可通知書

代表税番 申告種別 区分 あて先税関 提出先 申告年月日 蔵置場所 申告番号  
 予備申告 [ ] 申告予定年月日 本申告 [ ]

輸入者  
 住所  
 電話  
 代理人  
 輸出者名  
 住所  
 輸出の委託者

通関士コード

AWB 番号  
 積載機名  
 取卸港

M A W B 番号  
 入港年月日  
 積出地

貨物個数 個  
 貨物重量

品 名

数量

税科目

税額合計

欄数

納税額合計

担保額

[ ]

口座 [ ]

直納 [ ]

都道府県

納期限延長 [ ]

BP 申請事由

たばこ登録

石油承認

通貨レート

記事 1

記事 2

社内整理番号  
 利用者整理番号

[ 税関通知欄 ]

関税法第 67 条の規定により、あなたが申告した貨物の輸入を許可します。  
 輸入許可年月日 審査終了日  
 審査区分 事後審査

延滞税合計

(注) この申告に基づく処分について不服があるときは、その処分があったことを知った日の翌日から起算して 2 月以内に税関長に対して異議申立てをすることができます。

(注) この申告による課税標準又は納付すべき税額に誤りがあることがわかったときは、修正申告又は更正の請求をすることができます。なお、税関長の調査により、この申告による税額等を更正することがあります。

機用品蔵入承認申請控

代表税番	申請種別	区分	あて先税関	提出先 予備申告 [ ]	申請年月日 申請予定年月日	蔵置場所	申請番号 本申告 [ ]
輸入者 住所 代理人						通関士コード	
AWB 番号 積載機名 取卸港			M A W B 番号 入港年月日 積出地			貨物個数 貨物重量	個
貿易形態別符号 関税法 70 条関係許可承認 他法令承認等番号			仕入書 [ ]	仕入書価格 評価 NON VALUATION 貨物取扱届		無為替輸入承認識別 構成	枚 欄
運送先 住所 記事							
					利用者整理番号		
< 欄 > 品名 申告価格 (CIF)					品目番号 重量 輸入令別表		原産地
< 欄 > 品名 申告価格 (CIF)					品目番号 重量 輸入令別表		原産地
[ 税関記入欄 ]					審査印		審査印





# 臨時開庁承認申請控

申請者

種 別

大額 件

少額 件

申請

期 間

から

まで

申告・申請番号

申告・申請番号

申告・申請番号

申告・申請番号



臨時開庁承認通知書

申請者

種 別

大額 件

少額 件

申請

期 間

から

まで

手数料

残高

申請番号	判定	部門	申請番号	判定	部門	申請番号	判定	部門	申請番号	判定	部門
------	----	----	------	----	----	------	----	----	------	----	----

船名・数量（輸出許可内容）変更申請控（大額）

殿

に輸出許可された申告番号 について、次のとおり変更を申請します。

申告種別 区分 あて先税関 申請先部門 申請年月日 申告番号

申請者 通関士

当初申告者

輸出者  
住所

荷受人  
住所

輸出許可時申告番号 輸出許可年月日

訂正種別 訂正理由

（ 項 目 ）

（ 変 更 前 ）

（ 変 更 後 ）

AWB 番号

積込港

最終仕向地

貨物個数 個 個

インボイス価格

F O B 価格

記事 1

社内整理番号

記事 2

利用者整理番号

[ 税関記入欄 ]

審査印

審査印

## 船名・数量（輸出許可内容）変更申請控（小額）

殿

に輸出許可された申告番号

について、次のとおり変更を申請します。

申告種別	区分	あて先税関	申請先部門	申請年月日	申告番号
------	----	-------	-------	-------	------

申請者	通関士
-----	-----

当初申告者

輸出者  
住所荷受人  
住所

輸出許可時申告番号

輸出許可年月日

訂正種別                      訂正理由

（ 項 目 ）

（ 変 更 前 ）

（ 変 更 後 ）

AWB 番号

積込港

最終仕向地

貨物個数

個

個

インボイス価格

F O B 価格

記事 1

記事 2

社内整理番号

利用者整理番号

[ 税関記入欄 ]

審査印

審査印

## 輸出許可内容変更通知書（大額）

に輸出許可した申告番号 について、船名・数量（輸出許可内容）  
 変更申請（大額） （ ）に基づき、変更したので通知します。

輸出許可内容変更承認日

申告種別	区分	あて先税関	申請先部門	申請年月日	申告番号
------	----	-------	-------	-------	------

申請者	通関士
-----	-----

当初申告者

輸出者
住所

荷受人
住所

輸出許可時申告番号

輸出許可年月日

訂正種別	訂正理由
------	------

（ 項 目 ）

（ 変 更 前 ）

（ 変 更 後 ）

AWB 番号

積込港

最終仕向地

貨物個数

個

個

インボイス価格

F O B 価格

記事 1

記事 2

社内整理番号
利用者整理番号

[ 税関記入欄 ]

審査印

審査印

## 輸出許可内容変更通知書（小額）

に輸出許可した申告番号 について、船名・数量（輸出許可内容）  
 変更申請（大額） （ ）に基づき、変更したので通知します。

輸出許可内容変更承認日

申告種別	区分	あて先税関	申請先部門	申請年月日	申告番号
------	----	-------	-------	-------	------

申請者	通関士
-----	-----

当初申告者

輸出者  
住所荷受人  
住所

輸出許可時申告番号

輸出許可年月日

訂正種別 訂正理由

（ 項 目 ）

（ 変 更 前 ）

（ 変 更 後 ）

AWB 番号

積込港

最終仕向地

貨物個数

個

個

インボイス価格

F O B 価格

記事 1

記事 2

社内整理番号  
利用者整理番号

[ 税関記入欄 ]

審査印

審査印

検査指定票（申告書用）

申告番号 申告者 書類提出先

輸出者

AWB番号 MAWB番号

蔵置場所

貨物個数 貨物重量

品名

社内整理番号

[税関指定内容]

検査種別 検査個数

内容

検査方法

\*\*\*

税関職員または倉主（印）

\*\*\*

税関職員または検査場管理員（印）

発送確認

日 時

到着確認

日 時

到着確認

日 時

発送確認

日 時

見本採取者

（印）

検査指定票（運搬用）

申告番号 申告者 書類提出先

輸出者

AWB番号 MAWB番号

蔵置場所

貨物個数 貨物重量

品名

社内整理番号

[税関指定内容]

検査種別 検査個数

内容

検査方法

\*\*\*

税関職員または倉主（印）

\*\*\*

税関職員または検査場管理員（印）

発送確認

日 時

到着確認

日 時

到着確認

日 時

発送確認

日 時

見本採取者

（印）

検査貨物搬送指示書  
CGO PICK UP ORDER

FROM  
AWB  
COMMODITY  
PCS  
WT  
BIN  
SPC  
DST  
B/O  
INSYTUCTION

OUT DATE

TIME

TN DATE

TIME



入港届受理通知書  
 GENERAL DECLARATION  
 ( INWARD )

PAGE

OWNER OR OPERATOR :  
 MARKS OF NATIONALITY AND REGISTRATION:  
 DEPARTURE FROM:  
 ARRIVAL AT:

DATE:  
 FLIGHT NO .

TOTAL NUMBER OF CREW

TOTAL=

PLACE	NUMBER OF PASSENGERS ON THIS STAGE
	DEPARTURE PLACE : EMBARKING THROUGH ON SAME FLIGHT
	ARRIVAL PLACE : DISEMBARKING THROUGH ON SAME FLIGHT

FOR OFFICIAL USE ONLY

入港届受理通知書

ATA: SPOT:  
 CREW: PAX: SHIP:  
 FLG: SIGN:

DECLARATION OF HEALTH

PERSON ON BOARD WITH ILLNESSES OTHER THAN AIRSICKNESS OR THE EFFECTS OF ACCIDENTS  
 (INCLUDING PERSONS WITH SYMPTOMS OR SIGNS OF ILLNESS SUCH AS RASH, FEVER, CHILLS,  
 DIARRHOEA) AS THOSE CASES OF ILLNESS DISEMBARKED DURING THE FLIGHT.

ANY OTHER CONDITIONS ON BOARD WHICH MAY LEAD TO THE SPREAD OF DISEASE.

DETAILS OF EACH DISINFECTING OR SANITARI TREATMENT (PLACE.DATE.TIME, METHOD) DURING  
 THE FLIGHT. IF NO DISTNFECTING HAS BEEN CARRIED OUT DURING THE FLIGHT.GIVE DETATLS OF  
 MOST RECENT DISINSECTING

SIGNED,IF REQUIRED:

(CREW MEMBER CONCERNED)

I DECARE THAT ALL STATEMENTS AND PARTICULARS CONTAINED IN THIS GENERAL  
 DECLARATION.AND IN ANY SUPPLEMENTAR YFORMS REQUIRED TO BE PRESENTED WITH THIS  
 GENERAL DECLARATION ARE COMPLETE EXACT AND TRUE TO THE BEST OF MYKNOWLEDGE AND  
 THAT ALL THROUGH PASSENGERS WILL CONTINUE/HAVE CONTINUED ON THE FLIGFT

SIGNATURE:

(AUTHORIZED AGENT OR PTLOT IN COMMAND)

入港届審査確認控  
GENERAL DECLARATION  
( INWARD )

OWNER OR OPERATOR :	DATE:	PAGE
MARKS OF NATIONALITY AND REGISTRATION:	FLIGHT NO .	
DEPARTURE FROM:		
ARRIVAL AT:		
<hr/>		
TOTAL NUMBER OF CREW		
<hr/>		

	TOTAL=
<hr/>	
PLACE	NUMBER OF PASSENGERS ON THIS STAGE
	DEPARTURE PLACE :
	EMBARKING
	THROUGH ON SAME FLIGHT
	ARRIVAL PLACE :
	DISEMBARKING
	THROUGH ON SAME FLIGHT
<hr/>	

FOR OFFICIAL USE ONLY

入港届審査確認控

ATA:	SPOT:	
CREW:	PAX:	SHIP:
FLG:	SIGN:	

DECLARATION OF HEALTH

PERSON ON BOARD WITH ILLNESSES OTHER THAN AIRSICKNESS OR THE EFFECTS OF ACCIDENTS (INCLUDING PERSONS WITH SYMPTOMS OR SIGNS OF ILLNESS SUCH AS RASH, FEVER, CHILLS, DIARRHOEA) AS THOSE CASES OF ILLNESS DISEMBARKED DURING THE FLIGHT.

ANY OTHER CONDITIONS ON BOARD WHICH MAY LEAD TO THE SPREAD OF DISEASE.

DETAILS OF EACH DISINFECTING OR SANITARI TREATMENT (PLACE.DATE.TIME, METHOD) DURING THE FLIGHT. IF NO DISTNFECTING HAS BEEN CARRIED OUT DURING THE FLIGHT.GIVE DETATLS OF MOST RECENT DISINSECTING

SIGNED,IF REQUIRED:

(CREW MEMBER CONCERNED)

I DECARE THAT ALL STATEMENTS AND PARTICULARS CONTAINED IN THIS GENERAL DECLARATION.AND IN ANY SUPPLEMENTAR YFORMS REQUIRED TO BE PRESENTED WITH THIS GENERAL DECLARATION ARE COMPLETE EXACT AND TRUE TO THE BEST OF MYKNOWLEDGE AND THAT ALL THROUGH PASSENGERS WILL CONTINUE/HAVE CONTINUED ON THE FLIGFT

SIGNATURE:

(AUTHORIZED AGENT OR PTLOT IN COMMAND)

出港許可通知書  
GENERAL DECLARATION  
( OUTWARD )

PAGE

OWNER OR OPERATOR :  
MARKS OF NATIONALITY AND REGISTRATION:  
DEPARTURE FROM:  
ARRIVAL AT:

DATE:  
FLIGHT NO .

TOTAL NUMBER OF CREW

TOTAL=

PLACE	NUMBER OF PASSENGERS ON THIS STAGE
	DEPARTURE PLACE : EMBARKING THROUGH ON SAME FLIGHT
	ARRIVAL PLACE : DISEMBARKING THROUGH ON SAME FLIGHT

FOR OFFICIAL USE ONLY

出港許可通知書

ETD: SPOT:  
CREW: PAX: SHIP:  
FLG: SIGN:

DECLARATION OF HEALTH

PERSON ON BOARD WITH ILLNESSES OTHER THAN AIRSICKNESS OR THE EFFECTS OF ACCIDENTS  
(INCLUDING PERSONS WITH SYMPTOMS OR SIGNS OF ILLNESS SUCH AS RASH, FEVER, CHILLS,  
DIARRHOEA) AS THOSE CASES OF ILLNESS DISEMBARKED DURING THE FLIGHT.

ANY OTHER CONDITIONS ON BOARD WHICH MAY LEAD TO THE SPREAD OF DISEASE.

DETAILS OF EACH DISINFECTING OR SANITARI TREATMENT (PLACE.DATE.TIME, METHOD) DURING  
THE FLIGHT. IF NO DISTNFECTING HAS BEEN CARRIED OUT DURING THE FLIGHT.GIVE DETATLS OF  
MOST RECENT DISINSECTING

SIGNED,IF REQUIRED:

(CREW MEMBER CONCERNED)

I DECARE THAT ALL STATEMENTS AND PARTICULARS CONTAINED IN THIS GENERAL  
DECLARATION.AND IN ANY SUPPLEMENTAR YFORMS REQUIRED TO BE PRESENTED WITH THIS  
GENERAL DECLARATION ARE COMPLETE EXACT AND TRUE TO THE BEST OF MYKNOWLEDGE AND  
THAT ALL THROUGH PASSENGERS WILL CONTINUE/HAVE CONTINUED ON THE FLIGFT

SIGNATURE:

(AUTHORIZED AGENT OR PTLOT IN COMMAND)

出港届審査確認控  
GENERAL DECLARATION  
( OUTWARD )

PAGE

OWNER OR OPERATOR :  
MARKS OF NATIONALITY AND REGISTRATION:  
DEPARTURE FROM:  
ARRIVAL AT:

DATE:  
FLIGHT NO .

TOTAL NUMBER OF CREW

TOTAL=

PLACE	NUMBER OF PASSENGERS ON THIS STAGE
	DEPARTURE PLACE : EMBARKING THROUGH ON SAME FLIGHT
	ARRIVAL PLACE : DISEMBARKING THROUGH ON SAME FLIGHT

FOR OFFICIAL USE ONLY

出港届審査確認控

ETD: SPOT:  
CREW: PAX: SHIP:  
FLG: SIGN:

DECLARATION OF HEALTH

PERSON ON BOARD WITH ILLNESSES OTHER THAN AIRSICKNESS OR THE EFFECTS OF ACCIDENTS  
(INCLUDING PERSONS WITH SYMPTOMS OR SIGNS OF ILLNESS SUCH AS RASH, FEVER, CHILLS,  
DIARRHOEA) AS THOSE CASES OF ILLNESS DISEMBARKED DURING THE FLIGHT.

ANY OTHER CONDITIONS ON BOARD WHICH MAY LEAD TO THE SPREAD OF DISEASE.

DETAILS OF EACH DISINFECTING OR SANITARI TREATMENT (PLACE.DATE.TIME, METHOD) DURING  
THE FLIGHT. IF NO DISTNFECTING HAS BEEN CARRIED OUT DURING THE FLIGHT.GIVE DETATLS OF  
MOST RECENT DISINSECTING

SIGNED,IF REQUIRED:

(CREW MEMBER CONCERNED)

I DECARE THAT ALL STATEMENTS AND PARTICULARS CONTAINED IN THIS GENERAL  
DECLARATION.AND IN ANY SUPPLEMENTAR YFORMS REQUIRED TO BE PRESENTED WITH THIS  
GENERAL DECLARATION ARE COMPLETE EXACT AND TRUE TO THE BEST OF MYKNOWLEDGE AND  
THAT ALL THROUGH PASSENGERS WILL CONTINUE/HAVE CONTINUED ON THE FLIGFT

SIGNATURE:

(AUTHORIZED AGENT OR PTLOT IN COMMAND)

搭載確認通知書

輸出者

住 所

関税法第 67 条の規定により輸出許可した次の貨物について、搭載されたことを確認したので通知します。

通関業者

AWB NO

便 名

申告番号

合計個数 個

代理店営業所

輸出許可日

積込港

搭載日

仕向地

記事 1

社内整理番号

記事 2

品名

価格 ¥

条 項 号

品名

価格 ¥

条 項 号

品名

価格 ¥

条 項 号

品名

価格 ¥

条 項 号

品名

価格 ¥

条 項 号



搭載確認通知書

輸出者

住 所

関税法第 75 条の規定により積戻し許可した次の貨物について、搭載されたことを確認したので通知します。

通関業者

AWB NO

便 名

申告番号

合計個数 個

代理店営業所

輸出許可日

積込港

搭載日

仕向地

記事 1

社内整理番号

記事 2

品名

価格 ¥

条 項 号

品名

価格 ¥

条 項 号

品名

価格 ¥

条 項 号

品名

価格 ¥

条 項 号

品名

価格 ¥

条 項 号

